

平成25年3月 川棚町議会定例会会議録 (第1日目)

平成25年3月6日水曜日(午前10時開会)

出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 施政方針説明

日程第5 一般質問

議 長 ご起立願います。おはようございます。

議 長 ただいまから平成25年3月川棚町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、堀田一徳議員及び三岳昇議員を指名します。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から3月25日までの20日間にしたいと思いますが異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月25日までの20日間と決定しました。なお、会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る1月27日に、今年も平成25年東京川棚会が開催をされております。詳しくは広報かわたな3月号に掲載をしておりますので省略を致します。

次に2月19日に第64回長崎県町村議会議長会定期総会が長崎市で開催されました。総会に先立ち、自治功労者への表彰が行われ、本議会より私が表彰を受けております。その後、議事に入り、平成23年度の決算承認と平成25年度事業計画ならびに予算の決定と総会決議を行っております。同日、長崎県市議会町村議会議長会合同協議会が開催され、長崎県議会の議会改革について、主に通年議会の取り組みについて県議会の正副議長より講演が行われております。

次に2月18日に長崎県後期高齢者医療広域連合議会、平成25年第1回定例会が長崎市で開催され、平成24年度の各会計の補正予算、条例の一部

改正4件、平成25年度各会計予算を決定し、2名の一般質問が行われ閉会を致しております。その他、諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が12月定例会以降、主に私が出席した会議であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、監査委員から平成24年度11月分、12月分及び1月分の例月現金出納検査の結果に関する報告書及び平成24年度定期監査報告書が提出をされておりますので、後ほどご一読を願います。以上で、私からの報告を終わります。

議 長 次に、日程第4、施政方針説明を行います。町長から施政方針説明の申し出がありましたので、これを許可します。

町 長 皆様、おはようございます。本日ここに平成25年川棚町議会3月定例会を召集致しましたところ、議員の皆様方におかれましてはご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成25年度の各会計予算をはじめ、条例の制定と一部改正、その他の議案をご審議いただくにあたり、町政運営についての所信と新年度施策についての説明を申し上げます。

さて、我が国の景気につきましては、「弱い動きとなっているが、一部に下げ止まりの兆しも見られる」とされており、2月の月例経済報告においては、「景気は一部に弱さが残るものの、下げ止まっている」とされております。長崎県内の景気につきましては、「弱含んでいる」とされているほか、「昨年12月の有効求人倍率は、前月と同じ0.65倍と、依然として厳しい雇用、所得環境が続いている」とされております。

このような状況の中、国の平成25年度予算編成の基本方針が1月24日に、また平成25年度予算の政府案が同月29日にそれぞれ閣議決定されましたので、これを受け、本町の一般会計等の新年度予算を編成したところでございます。予算編成にあたりましては、町税収入の伸び悩みや、地方交付税、各種譲与税等の十分な増収を見込むことができませんでしたので、そのような中、民生費、商工費ならびに土木費の増加などに対応しなければならないことから、大変厳しいものになっております。

しかし、国の公共事業に対する積極的な施策の展開を受け、その対応や国体開催に向けての関連費用の増加など、積極的な予算編成となっております。

また、国の平成24年度補正予算第1号につきましては、可能な限り平成24年度補正予算に組み込み、新年度予算と一体的に事業を展開することと致しております。なお、観光施設の管理費等に関しましては、観光施設事業特別会計を創設し、その内容を独立させ明確にしたところであります。

新年度におきましても、新たなまちづくりの指針を定めた第5次川棚町計画に沿って、まちづくりの将来像である「自然を愛しくらし輝くまち」の実現を目指し、「あなたが主役の町政を」のスローガンのもと、町民の皆様のご意見やご要望を聴きながら、各分野における具体的施策を積極的に展開していく所存であります。それでは、主な施策について、川棚町総合計画の5つの基本理念に沿ってご説明を申し上げます。

1、健やかで安心して暮らせるまちづくり。

福祉環境の充実につきましては、地域見守りネットワーク体制の整備を図り、援助を必要とする方々への情報伝達手段や避難体制を構築し、災害発生時に適切な支援が行えるよう、平常時からの支援体制の充実に努めます。これまで以上に地域の安全、安心体制を強化することができるよう努めてまいります。

障害者福祉の充実につきましては、障害者総合支援法の施行が4月1日となっており、地域生活支援事業として、障害者制度普及啓発講演会、市民後見人養成講座の開催などを計画しております。

また、受給者数、受給件数の自然増、24年度のサービス給付費の改定、報酬改定などによる影響から、障害福祉サービスにかかる給付費を増額計上し、充実を図ることとしております。

子育て支援の充実につきましては、保育所の第二子無料化制度と乳幼児のおむつ処理用ごみ袋無償配布を継続するなど、さらに努力をしてまいります。

小串保育所の民営化につきましては、新年度からの移行に向けて事務を進めてまいりましたが、平成25年4月1日付けで社会福祉法人サルビア福祉会に対し、長崎県の保育所設置認可が下りましたので、移行についての事務手続きが全て整ったところであります。今後は、民間保育園として運営されることにより、子育て支援のさらなる充実につながるものと期待を致しております。

保健、医療環境の充実につきましては、住民の健康増進を願い、特定健康

診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等各種検診事業において疾病の早期発見、早期治療に結びつけるとともに、予防接種事業等に取り組んでまいります。なお、国民健康保険事業、介護保険事業につきましても、これまで同様、安定的な運営に努めてまいります。

また、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の充実に努め、高齢者や障害を持った方々が生きがいを持って暮らせるまちづくりに努めてまいります。

2、快適で安全な暮らしを支えるまちづくり。

交通、情報ネットワークの整備につきましては、幹線道路や生活道路の整備が重要であり、町道東臨港線の拡幅改良工事、歩道新設工事を行ってまいりましたが、引き続き社会資本整備総合交付金を活用し、実施することと致しております。また、新たに町道上組西部線の測量設計業務にも着手するように致しております。

公共交通システムの構築につきましては、乗合タクシーの実現に向けて努力してまいりましたが、本町の地形的な条件や既存の公共交通の事情などから、実現までに至りませんでした。

新たに高齢者に優しいまちづくりの一環として、タクシー利用を助成する方策の生きいきタクシー助成制度を創設致しております。この制度は、これまで調査研究してきました公共交通システムを補完する制度と捉えております。

快適で住み良い環境づくりには、上下水道の整備が不可欠であります。木場地区簡易水道事業におきましては、安定的な事業運営に努めてまいります。加えて、上水道の第7次拡張事業におきまして、山道浄水場の整備に引き続き努め、これまで以上に安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道の整備につきましては、現在の事業認可区域の整備率が、平成25年度末で100%となることから、変更認可において整備区域を拡大しましたので、東小串地区の一部、西小串地区の一部及び惣津地区の汚水管渠工事へ着手するために、当該地区の実施設計業務に取りかかることと致しております。

また、環境保全と美しい景観づくりにおける公園、緑地の整備につきましては、川棚港環境整備事業に係る埋立工事が完了の段階となっており、当初計画のとおりスポーツ施設の整備について、これまで以上に強く県に要望し

ていきたいと考えております。

安全、安心の確保につきましては、農村災害対策整備事業について、国の平成24年度補正予算第1号を活用し、防災無線の更新と緊急避難路整備、上組棚尾線などの工事を実施することと致しております。

消防体制の整備では、分団に配置しております消防ポンプ車を新年度も引き続き有利で有効な起債制度を活用し、更新するよう計画致しております。

3、豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくり。

豊かな人間性、魅力ある生活文化を育むまちづくりにつきましては、学校教育や社会教育の充実を図り、スポーツ、レクリエーション活動の振興に努めてまいります。

昨年は、新たに制定されたスポーツ基本法に基づき、スポーツ表彰規則を制定し、全国大会で優勝した子ども達を表彰したところであります。今後も川棚町の子ども達が全国大会等で活躍されるよう支援することとし、表彰の所要額を計上致しております。

学校施設の整備につきましては、小串小学校プール改築工事、川棚小学校と川棚中学校の職員室空調改修工事を予定しているところであります。

大崎自然公園交流広場につきましては、ホッケー競技以外にもグラウンドゴルフやフットサルにも活用していただくことで、くじゃく荘やしおさいの湯との連携を図ることと致しております。そのために着地型施設利用プラン造成支援事業を実施し、スポーツ、レクリエーションをテーマにスポーツ交流人口拡大確立支援事業の事業メニューについて定着拡大を図るとともに、交流人口の拡大を目指すこととしております。

4、活力とにぎわいのあるまちづくり。

活力とにぎわいのあるまちづくりにつきましては、農林水産業の振興や商工業、観光の振興が重要な課題であり、全力で取り組んでまいります。

昨年10月に開催された、第10回全国和牛能力共進会では、我が町で育てられた長崎和牛が日本一に輝くなど、優秀な成績を収め、町民の皆様には大きな喜びと感動を与えていただいたところであります。

川棚町の農業行政に輝かしい1ページを加えていただき、関係者の皆様のご努力に改めて敬意を表する次第であります。今後は、「日本一の和牛の産地川棚町」を全国に向けPRするとともに、品質の高い長崎和牛の生産拡大

など、肉牛の生産振興にも一層力を入れていきたいと考え、所要額を計上致しております。

農林水産業の振興の一つとして、農村災害対策整備事業の実施をいたしますが、この事業につきましても、国の平成24年度補正予算第1号の関係から、平成24年度第4回補正で事業費等を計上したところであり、県営事業、丸堤の改修と団体営事業、防災無線棚尾線の工事を実施することと致しております。

また、県営事業の基幹農道川棚西部地区につきましては、国の平成24年度補正予算第1号により、25年度の事業量も確保されておりました、平成30年度完成を目指して、鋭意努力されております。町民皆様方の期待も大きく、事業が円滑に推進しますよう用地等を提供していただく関係者及び地域の皆様方の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

水産業の振興につきましては、引き続き、漁村再生交付金事業におきまして、三越漁港を整備することと致しております。

商工業の振興につきましては、まずは川棚町の顔である駅前商店街、栄町商店街の活性化が、すなわち、町の活性化につながるものと考えております。

平成23年度から栄町自治会と商店主が中心となって開催されております「100縁翔店街」事業は、大いに賑わいを見せておりますので、今後のますますの発展を期待し支援を行ってまいります。

雇用の拡大や定住人口の増加を図るためには、企業誘致が喫緊の課題であります。これまでも川棚町企業立地推進本部を中心に、県の企業振興立地推進本部との連携を図り、積極的に取り組んでまいりましたが、新年度からは専任の係を設け、強力に推進してまいりたいと考えております。

観光事業につきましては、これまで長崎県立大学及び長崎国際大学との連携により、活性化を図るための方策について調査研究を行ってまいりましたが、その結果に基づいて、今後、観光協会と協議を行いながら事業を展開していくことと致しております。

各地区の環境整備につきましては、協働のまちづくり懇談会等を通じて、たくさんのご要望をいただいておりますので、財政状況が厳しいところではありますが、積極的に取り組んでいくことと致します。

5、住民と行政がともに歩むまちづくり。

協働によるまちづくりを推進するためには、住民と行政との情報、意識の共有化を図ることが重要でありますので、地区や団体の要請を受け、協働のまちづくり懇談会を実施してきたところであります。今後も積極的に開催していくことと致しております。

効率的、効果的な行財政運営を行うためには、財政の健全化に意を用いてきておりますが、これまで町の借金である町債の借入を極力抑制してきております。新年度予算におきましては、起債発行を3億9,940万円と見込み、25年度末の起債残高を61億3,579万円と見込んでおります。今後も健全財政運営に努めてまいります。

長年の懸案事項であります石木ダム建設につきましては、現在、国に事業認定が申請されておりますが、九州地方整備局で公益性が審査され、行政処分が行われる予定となっております。

また、県では、国から要請がありましたダム事業の検証に関しまして、事業を継続するとの対応方針を決定し、平成23年7月に国に報告されております。

国においては、県が提出した対応方針に至る検討手順や手法の審査を行い、有識者会議の意見聴取が行われ、平成24年6月に最終的な判断がなされ、「補助金交付を継続する」とする事業継続の対応方針が決定されたところであります。一方、事業認定の手続きについては、九州地方整備局の主催によります公聴会が、3月22日と23日に川棚町公会堂で開催されることとなっております。その後、国の第三者機関であります社会資本整備審議会で審議され、認定の是非が判断されるものと思われれます。したがいまして、今はその推移を見守る時期だと思っております。いずれに致しましても、反対されている地権者と起業者との話合いが円満に行われ、事業が推進されるよう、期待をしているところであります。

つづきまして、平成25年度予算と具体的施策等について説明致します。

平成25年度予算の概要であります。一般会計におきましては、前年度比4.3%増の総額55億1,700万円となっております。

これは、民生費、商工費、土木費の伸びに伴って増額となったものであります。

まず、歳入であります。町税では個人町民税においては、前年度の当初

予算の見積もりの折、年少扶養控除制度の廃止による増収を少なく見積もっていた経過もあり、前年度の決算見込みから推計し、前年度比5.1%増、4億7,421万円と見込んでおります。なお、固定資産税は、土地の地価下落の影響により減少致しますが、町税全体では1.0%増の微増となっております。

国庫支出金の増加につきましては、障害者自立支援費負担金が、障害福祉サービス事業費の伸びにより、民生費国庫負担額が増加することや、社会資本整備総合交付金の伸びによる土木費国庫補助金の増加によるものであります。

県支出金の増加につきましては、障害者自立支援費負担金の伸びによる民生費県負担金が増加したことや、農林水産業費県補助金のイノシシ緊急特別対策事業、園芸ビジョン21対策事業にかかる補助金の増加によるもの及び漁村再生交付金事業費補助金の増加によるものなどであります。

地方交付税のうち普通交付税は、地方財政計画が示されていない状況での予算編成となりましたので、平成24年度決算見込みを参考とし、前年度同額を見込み計上致しております。なお、町債につきましては、財政上の収入と支出の年度間調整、住民負担の世代間の公平を確保するための調整を念頭に、交付税措置があるものや、臨時財政対策債を基本に、前年度比90.5%の3億9,940万円を計上致しております。起債残高の圧縮に今後も努力し、健全財政運営に意を用いてまいりたいと考えております。

一方、歳出におきましては、大きく占める19節負担金補助金及び交付金の増加をはじめ、15節工事請負費、20節扶助費も増加致しております。

このことにつきましては、障害者福祉サービス事業費、社会資本整備総合交付金事業費の増加、漁村再生交付金事業の工事にとりかかることによるものであります。

つづきまして、個別の具体的な施策についてご説明致します。

2款総務費における主な事業としては、長崎がんばらば国体の開催に向けた国体事業費4,080万7千円、生きいきタクシー助成事業費1,678万円7千円、参議院議員通常選挙、長崎県知事選挙にかかる所要額1,310万円を計上しております。

長崎国体につきましては、現在、実行委員会を中心に準備を進めており、

平成25年度では、リハーサル大会として全日本社会人ホッケー選手権大会の開催に向け、必要な所要額を見込み計上致しております。全国から来町される選手の皆様を町民皆様と温かいおもてなしの気持ちでお迎えし、川棚町のPRをしていくこととしております。

3款民生費においては、平常時あるいは災害時における要援護者の支援を行うための地域支え合い事業費に239万3千円、児童福祉における子育て支援として、出生時から3歳到達までの乳幼児に対する紙おむつ処理用ごみ袋の無償配布の経費を計上致しております。また、児童手当にかかる経費として、総額2億5,537万9千円の扶助費を計上致しております。

4款衛生費における事業と致しましては、子宮頸がんの予防ワクチンをはじめとする予防接種事業費に3,863万9千円を計上しているほか、健康教育、健康診断等の町民の健康増進のための経費として、4目健康増進費に3,480万2千円を計上致しております。

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種については、定期予防接種となることから、その所要額を計上しております。なお、子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、新年度は中学1年生が対象となっております。新年度から実施を計画しております、しおさいの湯健康いきいき利用券交付事業（仮称）につきましては、町民の健康保持と町民相互のふれあいを図り、福祉増進に寄与するものとして、しおさいの湯の無料券を交付することとし、その所要額を計上致しております。

5款労働費においては、県の緊急雇用創出特例基金事業費補助金を受け、着地型施設利用プラン造成支援事業を実施し、大崎自然公園交流広場でのスポーツと観光の融合を図り、交流人口の拡大と活発化施策が展開できるものと期待をしております。

6款農林水産業費においては、県営事業の基幹農道川棚西部地区につきましては、用地測量業務も終わり、新年度から用地買収と工事が予定されております。関係者の皆様の御協力をよろしくお願いをいたします。

5目農地費は前年度よりも6,474万6千円減の1,888万8千円の計上となっておりますが、国の平成24年度補正予算第1号におきまして、県営事業基幹農道川棚西部地区分、農村災害対策整備事業（団体営）（県営）分が、大きく前倒しして対応できることとなり、平成24年度一般会計補正

予算に計上しておりますので、事業量は新年度も十分確保されております。

7款商工費では、3目の観光費の予算額が前年度を大幅に上回る2億1,579万4千円増の2億8,512万4千円となっております。これは、平成25年度から大崎公園、国民宿舎くじゃく荘、しおさいの湯の管理、改良に要する所要額とその公債費については、特別会計を設けることとしており、その繰出金2億7,100万円を計上しておるところであります。なお、これまで5目企業立地振興費において予算措置をしておりました企業誘致施策の所要額は、2款総務費へ組み替えを致しましたので廃目となっております。

8款土木費については、住民生活に欠かせない生活道路の整備充実を図るため、2項道路橋梁費において、前年度よりも1億355万2千円増の2億2,016万5千円を計上しております。これは、社会資本整備総合交付金事業として、町道東臨港線歩道新設工事と麻生瀬橋橋梁長寿命化改修工事の工事請負費及び町道上組西部線歩道設置工事にかかる調査測量業務と橋梁長寿命化修繕計画策定業務にとりかかるための経費を計上していることによるものであります。

9款消防費においては、広域常備消防等の負担金として、1億6,515万1千円を計上しているほか、これまでに引き続き、消防ポンプ車の更新に要する経費を計上致しております。

10款教育費の主な事業としては、2項小学校費において老朽化した机、椅子を教科書のAサイズ移行に対応した規格のものに更新するための経費、川棚小学校屋外運動場遊具改修工事、空調改修工事などを予定しており、3項中学校費においては、屋外運動場遊具改修工事、職員室の空調改修工事などを予定致しております。

また、町立学校において、発達障害や不登校の児童生徒の対応に教職員も大変苦慮されているため、スーパーバイザー臨床心理士を雇用し、引き続き適正な指導をいただくよう所要額を計上致しております。

12款公債費においては、これまで観光施設にかかる所要額を計上しておりましたが、観光施設事業特別会計に計上したことにより減少しており、前年度よりも1億2,583万2千円減の6億1,735万3千円となっております。

県営事業負担金につきましては、経営体育成基盤整備事業の基幹農道川棚

西部地区、農村災害対策整備事業、県道大崎公園線改良事業、臨港道路照明整備事業、白石地区ボートパーク整備事業が予定されており、事業費に対応した地元負担金を計上しているところであります。また、平成25年度に予定をしておりました農村災害対策整備事業、防災無線、小串小学校プール改築工事、町道三越線道路改良工事、町道中小串線改良工事、公共下水道雨水対策事業につきましては、地域の元気臨時交付金を活用するよう24年度補正予算で計上致しております。繰越事業となりますが、平成25年度の事業と一体的に進めていくことと致しております。なお、先程も申し上げましたが、各地区よりご要望をいただいております環境整備につきましては、地域の発展や地元経済の活性化につながるよう、最大限努力し予算措置を致しております。

新年度も明るく元気のあるまちづくりのために、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位ならびに町民皆様方のご支援、御協力をよろしくお願い致します。

なお、一般会計、特別会計及び企業会計の予算額は別表のとおりであります。

以上で、町政運営についての所信と、平成25年度予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

次に、本定例会においてご審議をお願い致します案件は、人事案件1件、平成24年度一般会計補正予算（第4回）のほか、6つの特別会計補正予算、条例制定6件、条例改正8件、町道路線の廃止及び認定、それぞれ1件、規約の変更1件、平成25年度の一般会計予算、各特別会計予算となっております。提案件数は33件であります。

議案の内容につきましては、提案の都度説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いを致します。以上でございます。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は5人であります。これから通告順に質問を許可します。堀田一徳議員。

4 番 堀 田 議席番号4番、堀田一徳です。通告文に従い質問を致します。

最初に、観光行政について、①長崎国体を控え、観光活性化に向けた取り組みをどう考えているのか。②大学の調査研究報告が行われるが、どう活かそうと考えているのか。また、今後も連携を考えているのか。③観光活性化のための協議する機関を設置する考えはないか。④観光パンフレットが昨年作成されています。その活用はどうしているのか。⑤片島の土地利用が一部できることとなった。観光と結びつく利用方法をどう考えているか。

次に、企業誘致について、昨年8月の臨港道路の開通に伴い、周辺地域の利便性が向上しました。新年度にあたり、企業誘致へ向けての積極的な姿勢と施策の具体化が急務と考えます。次の三点について尋ねます。

①新年度にあたって、企業誘致に対する取り組みは。②誘致するための用地が必要と考えるが、その確保と対応策は。③誘致に関係する助成、減免等の見直しは。

以上、質問を致します。

町 **長** ただいまの堀田議員の質問にお答え致します。

堀田議員からは、観光行政について、そして企業誘致についての質問をいただきましたが、いずれも町の活性化のための最重要課題だと捉えております。

最初に観光行政についてのご質問にお答え致します。長崎国体が平成26年秋に開催予定であり、本町でもホッケーの少年男女の競技が開催予定であります。そこで現在、実行委員会を組織し準備をしているところであります。そのような中、観光の活性化は本町の大きな行政課題であり、この課題解決のために大学との連携事業の実施など、交流人口の拡大に向けた取り組みを展開しているところであります。今年9月にはリハーサル大会として、2013年度全日本社会人ホッケー選手権大会の開催が決定を致しております。また、国体開催期間中には、選手を初め、関係者約6千人の来町者が予想されることから、この機会を好期と捉え、観光活性化のためのスポーツ合宿事

業の実施についてのPRなどを行っていくことに致しております。

②についてでございますが、大学との連携による観光活性化のための調査研究事業は、今年度が最終年度であり、その結果について長崎県立大学からは報告をいただいております、具体的な施策についても提言をいただいております。また、国際大学につきましても、年度末までには報告をいただくことに致しておりますので、今後、内容を十分検討し、施策の展開を図っていききたいと、このように考えております。また、今後についても連携を考えているのかとのご質問であります、現時点では考えておりませんが、諸施策を今後展開する場合には、協力をいただくことがあろうかと思っております。

③についてでございますが、町独自で協議会を設置する考えはありません。

④についてでございますが、観光パンフレットの活用方法についてのご質問であります、現在、一番新しいパンフレットは、一昨年10月に製作企画コンペを行って業者を決定し作成したもので、使用期間を3年間という見込みで3万部を作成したところでございます。活用方法についてでございますが、JR長崎駅の観光案内所、新鳥栖駅の観光案内所、高速道路九州道の主要サービスエリアなどに設置をしたり、昨年、全国和牛能力共進会の会場での配布や、博多駅での手配りでの配布を致しており、川棚町のPRに努めております。

⑤についてでございますが、片島周辺については、戦争遺構として後世へ伝えることを目的として購入したものであります。観光サイドとしても有力な観光資源の一つとして位置づけており、この片島の戦争遺構を含めた町内の同様な戦争遺構を観光のルートの一つとして設定できないか、現在、検討を進めているところであります。

次に、企業誘致についてのご質問にお答え致します。企業誘致につきましては、町の最重要課題の一つとして考えており、その誘致については積極的に取り組んできたところでありますが、新年度からは新たに企業誘致の専門の係を設置し、その推進について今まで以上に積極的に取り組むことに致しております。企業誘致の専門係を設置することで、今まで一番ネックとなっていた工場用地の取得、確保の問題にも県の補助制度などの活用を検討し、具体化に向けて検討することでウィークポイントの解消に努め、より現実的

な工場誘致を推進することができると考えております。また、併せて確保する工場用地の規模に応じた助成制度などを検討することができることから、さらに具体的なセールスが実施できると考えます。工場誘致の一連の事務につきましても、セールス活動にも人員を確保することができるため、よりきめ細やかな誘致活動が可能となります。さらに、新規の企業進出に対応するだけでなく、既存の企業の対応にも、よりきめ細やかな対応ができるものと期待を致しております。まずは工場用地の確保を図り、助成制度の充実や工業用水の確保など、企業が進出したい環境を整え、県や県産業振興財団と、さらには町の出身者などのネットワークなどをフルに活用することとして企業誘致の実現を図ることと致しております。以上で答弁とさせていただきます。

4 番 堀 田 今、町長から観光活性化についての取り組みあたりが報告をなされましたけれども、私なりに考えます観光活性化というのが、PRの確保、それから接待サービス、それから民間活力の条件ですね、それから交流の拡大、交通アクセスの改善というふうに思っております。そういう中で、今報告がありましたように、一番目は長崎国体を控えて観光活性化にどういった方向であるかという質問をしたわけですけど、長崎国体の場合はですね、協議会あたりを作られておられますので、そのへんには触れないと思っておりますけど、川棚町の観光活性化に対して、今の多目的交流広場あたりでスポーツ交流を主体的にするという答えでございましたけど、他にはですね、いろいろなことを考えているということはあるんでしょうか。観光活性化に向けてですね。今の答弁では、その国体のことについてだけだったというふうに思っているわけですけど、やはりもう少し観光活性化ということになると、もう少し何か方法があると思うんですけど、例えばですね、旅行会社、旅行代理店、そういったところを対象に、団体旅行商品を作ってくださいるところに募集型企画旅行というふうなかつこうになるわけですけど、そういったところにパンフレット等の製作及び配布、あるいは新聞等の公告、そういう旅行実態に伴うような広告宣伝を行って、助成をして川棚町に来てもらうという方法は考えられないのかですね、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

町 長 お答えします。ただいま議員からは、長崎国体を控えてという前提がありましたので、そこで長崎国体に向けて、こうこう考えているんだ

という回答を申し上げたところでございます。それから、具体的な今ご提言がありました、よく理解できませんでした。再度、お願い致します。

議 長 堀田議員。通告制ですので、一問一答方式でやられていいですので、その1、2、3、4、5、それぞれについて論点を整理して質問をしていただければ答弁もしやすいかと思えますけども。

4 番 堀 田 先程は長崎国体を控えということでしたので、私がさっき言ったのは、観光活性化に向けた姿勢というかですね、取り組みはということでお尋ねをしているわけですね。あくまでも長崎国体は国体でございます。だから協議会の中でお話をされていると思いますので、そちらの方にはあまり協議会の中で話をされているということですのでしませんけど、観光活性化に向けて一つの提案としてですね、そういった川棚町を対象にした団体旅行商品とか、そういったものを計画する旅行代理店に対して、そういった助成等、そういったことを考えて、もう少し川棚町をアピールして、旅行代理店を含めて川棚町にお客さんが来るような施策あたりを考えてもいいんじゃないかと思えますけど、そういったことを言ったつもりですけど。

町 長 お答えします。今議員からは、旅行代理店を対象として、いわゆる企画コンペをしてはどうかというようなご提言でしょうか。はい。分かります。そうであればですね、パンフレットの作成についても、業者での、いわゆる企画コンペを致しまして現在作っているわけですね。今そのご提言がありましたことについても、そのようなことも検討をしていく必要があるかと思えます。ただあの、果たして旅行代理店がのってきてくれるか、やっぱりあの、旅行代理店もですね規模の大きいところ、例えば長崎であるとか、佐世保であるとか、観光施設がよりメジャーなところについては、そういったことも対応していただくと思えますけれども、川棚町では、まだそこまでいっていませんので、そこまでいくためにそういった事業を展開するという必要もあるかもしれませんが、それはご意見として伺っておきたいと思えます。ありがとうございます。

4 番 堀 田 よろしくお願ひしときます。そういったお願ひをするということになると、やはり環境を整備しておかないといけないと思うわけですね。そのために町長が大学の調査をお願ひしたんだらうと思っております。国際大にはですね、観光の活性化を中心にお願ひをされておりますし、県立大の

佐世保校に対しましては、施設運営に関することで調査研究をされているというふうにお伺いしております。24年7月ですね、町の長崎新聞におきます各町の懇談会の折に観光事業を活性化を図りたいということで話されておりますのでですね、大いに広告を私達にもしてもらって、進んでいくようをお願いしたいと思います。

それから三番目に観光活性化のために協議する機関を設置する考えはないかということですが、「ありません」という答弁でしたけど、やはりですね町民を交えた、あるいは各種団体を交えたそういった話合いの場というのも一つ設置することが必要じゃないかと思います。何年か前にですね、まちづくり活性化のことで栄町商店街周辺をですね、駅前商店街のことで会議を持たれたと思うんですけど、そういったような主旨で川棚町の観光を考える会のようなことを考えてもいいんじゃないかと思いますが、さっきの答弁では「ありません」ということでしたので、再度お伺いしたいと思います。

町長 お答え致します。確かに町独自でそういった協議会を立ち上げるということについては考えていないという答弁を致しました。といたしますのは、例えば川棚町の観光施設というのは、くじゃく園、あるいはくじゃく荘、しおさいの湯というふうに理解をしているわけですね。これらの施設の管理運営を指定管理者として全て観光協会に委託を致しております。そういったことで観光協会においても日頃からそういったことについての議論を深められ、より施設を効率的に運営するためにはどうしたらいいかと、常々ご検討されております。そして理事会あたりでも十分検討されておりますので、それにやはり任せるべきだというふうに、私は理解を致しております。そういった中で、先日2月の20日でございましたか、観光事業の活性化についての調査研究をお願いしてございました長崎県立大学からの報告がありまして、これについては行政側だけでその報告を受けたわけですが、非常にこう素晴らしい提案もしていただきましたので、今後内容についてはぜひ観光協会と協議をしてから、そして実施に移りたいと、このように考えておりました、まずは観光事業の活性化を図るための町のパートナーは観光協会と、このように認識を致しております。以上でございます。

4番堀田 観光協会は分かるんですね、観光協会はちゃんとそういった施設運営をすることになって、大崎半島一帯の管轄をするようにしているんで

すけど、その他に町民サイドからのですね、もっと観光としての盛り上げが必要だと思うんですよ。そうするとやっぱり各種団体とあるいは若い人、そういう人達を入れてですね、もっと川棚町の観光のためにどうしたらいいのかというのを話をする場が欲しいと思うんですね。やっぱりそのためには行政の方がリーダーシップをとっていただいて、設置に向けてですね考えていってほしいと思いますけどどうでしょうか。

町 **長** お答え致します。町民サイドからの盛り上がりのために各種団体からなる協議会をというようなご提言だろうと思うわけですが、もう現在でも、例えば商工会の青年部であるとか、あるいはよさこいの皆さんとか、すでに独自で川棚町の観光のPRをなさっていただいております。そういったことで、今の時期になってからそういう協議会を立ち上げる必要があるのだろうか、私はあまり積極的にはそうは思っておりません。以上でございます。

4 番 堀 田 分かりました。次の四番目の観光パンフレットが昨年新しくなりまして、まあ大変いろいろなことが書いてあってですね、大変良いのかなと思っております。活用方法も先程言われましたように、各種観光施設とか、駅とか、そういったところに配布をされておまして、また去年は共進会がありましたので、そういった中で大いに全国の皆さんにPRができたものと思っております。やはりですね、もう一つ私が見て思ったのは、その一般向けのパンフレットじゃあるとですけど、今あの、やはり団塊の世代の方、そういった世代向けのことを書いておくとか、あるいは子育て世代にもっとPRをするような、その子ども達が喜んでくるような、そういうパンフレットあたりも作成して良かったかなというふうに後から思ったわけですけど、PRをするということでは、大変観光パンフレットは十分な役割を果たしていると思うんですけど、その他にですね、まだPRをする場として、ホームページがあるわけですね。そうすると川棚町のホームページを見てみますと、一応、川棚町観光案内というホームページが出ます。しかし私達が観光とか、そういった観光地に行くときには、どうしても食べる物を中心に行くわけですね。見るのもあるんですけど、やはり行った先々のホテルあるいは旅館に泊まったときの食事が大変楽しみになってくるわけですね。そうするとホームページを見て観光の案内を出して、泊まるとか、買うとか、あるいは食べ

るとか、そういうところをクリックしますと、確かに特産品のやつはいっぱい出てくるわけですね。食べるとしたら、そこしか出てこないわけですよ。現に去年、長崎和牛が本町の和牛が日本一になりましたけど、確かに別枠では長崎和牛のことについては出てくるわけですね、だからホームページももっと川棚町はもっとPRするために、観光独自のホームページというのを考えられないかですね、もう少し見やすくされないか、そのへんをちょっとお伺いしたいと思います。

町長 お答え致します。観光パンフレットは、基本的には一般向けというふうなものと、今議員からは団塊の世代向けというふうに表示されましたけど、大体そういった世代を対象にして観光パンフレットは作っていると思います。そういった中で、団塊の世代向けにも作れというようなご質問がありましたけれども、現在のパンフレットはそうようになっているのではないかと思います。それからホームページにつきましては、観光PR独自のホームページを作ってはどうかということなんですが、実は町のホームページは観光案内のことにつきましては、観光協会のホームページにリンクするようになっておりますので、そこをクリックしてもらえば観光案内の専門のページに飛ぶのではないかと、私はこのように理解を致しております。

それから、もっと食べ物についても、あるいは特産品についても紹介すべきではないかというようなご質問であります。実は特産品については、議員もご承知のように、ある程度の紹介はしていると思います。ただあの、食については、いささか不足している分もあると私も認識をしておりますので、これについては、日本一の長崎和牛の産地ということもございまして、今後これをPRしていく中で、そういったいわゆる食べ物の何と申しますか、料理のPRもしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

4 番 堀 田 そういうことで、PRのうまい宣伝力を向上させるですね、川棚町になって欲しいと思います。やっぱりそのためにはですね、観光協会ばかりに任せるんじゃなくてですね、ホームページの下の方を見ますと、産業振興課というふうな問い合わせをそういったところに書いてあるわけですね。だから行政がしているのかなというふうに思っているわけですけど、去年、23年度の県のですね統計なんですけど、川棚町に34万人一応来町さ

れているわけですね。泊まり客を含めてですね、日帰り客を含めて。宿泊だけで川棚町内に泊まれた方が4万1,500人、一応、これはたぶん観光協会からくじゃく荘とか、あるいは川棚町の旅館とか、そういったホテルからの案内だったろうと思いますけど、平均大体2泊されているわけですね。平均されるとですね、そうするとやっぱりそういった2泊されているということで、川棚町にある程度魅力があるのかなという感じがしているわけですね。やはりそうあるべきなら、修学旅行生の募集とか、そういったことももっと観光協会の方に呼びかけていただいてですね、もっとそういう人口を増やすようにですね、お願いをしたいと思います。ちなみにですね、波佐見町がですね観光客が全部で76万人来ていらっしゃるわけですね、そのやはりこれは波佐見町という独自の陶器文化がありますので、そういった中での数字だろうと思います。だから川棚町に来られる方の倍の方が、やはり波佐見町にはいらっしゃるわけですね。だからその半分でもですね、何人かでも川棚町に来てもらうようにですね、そういったいろんなPRをですね、もっとしていただきたいと思います。

五番目の片島の土地利用のことですけど、これは今財務省からですね、一応、土地購入をされたわけですけど、土地購入をされるときに、たぶん財務省の方にその周辺の計画書を出されたと思うんですよ。その計画書というのがどういった計画書を出されたのかお聞きしたいと思います。

町長 お答えします。片島の払い下げに伴う土地利用計画についてでございますが、これはあの、私が就任する前の前任の町長の時代に、この片島を払い下げすることの意志決定がなされておまして、その時に、たぶん利用計画等も定められているんじゃないかと思います。これは教育委員会が所管をしておりますので、教育長の方から答弁をさせます。

教育長 そのことについては具体的に次長の方から詳しくございますので、次長の方に答弁させていただきます。

教育次長 それでは私の方から説明致します。まず、この土地を購入するにあたっては、先程町長からの説明もありましたように、戦争遺構を残すということがまず最初にありました。そこで、あと利用計画についてはですね、公園化をするということで計画を挙げております。あそこの全体の3分の1を町が購入して、3分の2は無償貸与ということでですね、今契約をしてい

るところでございます。最初言いましたように、計画がそういうことで、自然のままに戦争遺構を残していこうという計画が一番の主な内容でございます。以上でございます。

4 番 堀 田 分かりました。やはりそういう自然のままですということも結構なんですけれども、せっかくですねそういった周りにいろんな観光的な要素があるわけですので、そういったものを絡めてですね、一応、これは観光協会、あるいは行政も一緒だろうと思うんですけども、そういったことで考えていただきたいと思います。

次に、企業誘致についてですけど、企業誘致に対する取り組みというのは、今後専門の係を設けるという答弁がございましたけれども、どのような組織体制を考えていらっしゃるのかお尋ねを致します。

町 長 お答え致します。まず片島の今後の活用についてはですね、先程も言いましたように、有効な観光資源の一つとして捉えておりますので、こういった、川棚町内には他にもそういった戦争遺構がありますので、一つのルートとして設定して、そして観光資源として活用するということが考えられますので、そのような検討をしてみたいと思います。

今企業誘致の件について、専門の係を置くという私の説明に対してどういうふうなものかとお尋ねであります。これにつきましては明日、課室設置条例を提案致しますので、その時に詳しく説明をしたいと思いますが、今答弁しなければいけませんか。議長、どういうふうなことでよろしいですか。

議 長 組織体制について説明を受けることで、次の企業誘致関連についての質問につながっていくわけですか。通告の中では3つ上がっていますけれども。内容の把握だけであれば、当然議案提案はありますので、その折に提案理由の説明ということで説明を受けても良いと思いますけど、後にずっと関連するというのであれば必要だと思いますが、通告文の捉えからすれば、そこまではないかとも思っておりますが、別の視点で質問もあられるかと思っておりますけれども。

4 番 堀 田 いろいろ内部のことについて聞こうかなと思ったんですけども、そういった条例が出ていますので、その時に聞きたいと思います。

今まで企業誘致も皆さんが同僚議員の方もいろいろ質問をされておしま

す。その中でもいつも検討をします、検討をしますだけで通ってきております。企業立地推進本部が設置されております。そういった中でですね、こういった内容のお話をされているのか、あるいはですね、相手の国、県、その答えというものがどういったものか、そういったものをもし分かればお願いしたいと思います。

町長 お答え致します。企業誘致につきましては、今議員もお話がありましたように、川棚町では企業立地推進本部を設置を致しまして、そしていろいろ議論をしながら、誘致をしてきているところでございます。これにつきましてはですね、副町長が本部長になって、会議を進めているわけですが、基本的に企業誘致の方策としましては、県に振興財団、そして県のいわゆる担当、この両方がありまして、そういった県からの情報を元に、それじゃ川棚町でどうそれに対応していくか、あるいは川棚町としては残念ながら大規模な用地を持っておりませんので、今まであった工場の跡地、そういったものを対象に売り込みをしているわけですが、そういった土地に来てくれる企業があるかどうか、県の方に相談をして進めているところでございます。

4 番 堀 田 そういう中でですね、いろいろ検討されておりますけど、川棚町には何が足りないのか、そういった企業誘致がなかなか難しいとお考えですか。

町長 単刀直入に言いますと工場用地がない。自前の工場用地がないということが一番の問題ではないかと思っております。ただ、メリットとしては地元には川棚高校もあるし、若手の人材の確保ということについては意外と他の町よりも有利であるという判断をしておりますけれども、自前の工場用地を持たないということが一番ネックになっているというふうに思っております。

4 番 堀 田 今、自前の用地がないということですので、やはりそうあるべきならば、造らなくちゃいけないと思うんですね。そうすると誘致するために、あそこの今工業団地があるわけですけど、やはり海の側ですので塩害を嫌う企業はやっぱり来ないと思うんですよ。そうすると、塩害を嫌わない、あそこに港湾施設以外、あそこの他に用地を計画と言いますかね、取得するような場所というのは考えられないんですか。

町長 お答えします。まずあの、塩害を嫌わない企業をという話です

けれども、塩害を嫌わない企業があるのでしょうか。現状ではやっぱり非常に企業側としては非常に気になるところではないかと思えます。

それから、港湾用地以外に工場用地を造るべきじゃないかというようなご発言でしたが、実はこれにつきましてもですね、以前から十分議論をなされておきまして、町内一円について、ある一定程度の工場団地としての造成ができる場所がないか、これまでも調査をしてきております。残念ながら、例えばこれまでの県の用地造成の補助対象としてなっておりました5ha以上の用地の確保については、そういった場所がないというふうな判断を今致しております。

4 番 堀 田 やはりあの、そうであればですね川棚町にどういった分野の企業に重点を置いて進められようとしているのか、あるいはですね、そういった中で川棚町にも条例があるわけですね。工場設置特別奨励金制度みたいな条例があるわけですよ、そういった中での見直しができないのかですねお尋ねしたいと思います。

町 長 お答えします。ご承知のように企業誘致の優遇策として、川棚町工場設置奨励条例がありまして、それに優遇策を掲げております。これは以前からも問題になっておきまして、現状ではこの優遇策をしてみると、これは大規模な製造工場、そういうふうなものを想定をされておきまして、例えば新規雇用が50人以上であるとか、あるいは工場用地の敷地面積が1万㎡以上とか、工場生産設備総額が5億円以上とか、そういったものが規定されておりますので、これは今の、いわゆる現状にはそぐわないということで、これまでも企業立地推進本部で十分検討致しております。小規模の企業でもですね、進出をしてきた場合に対応できるような、そういった制度を設けなければということで一定の方向性は会議の中では見出しているようございしますが、まだ条例の改正までには至っておりませんので、これらについては、新しい係ができましたから専門的に調査研究をさせて、そして条例改正をしていきたいと、そのように考えております。

4 番 堀 田 新しい係でですね、検討をしていただきたいと思えます。そういった中で新しい課になって、いろんなことが出た時にはですね、企業立地というふうな項目でホームページに十分載せていただいて、それからそういった奨励措置とか、そういったものをしていただきたいと思えます。ちなみ

に東彼杵町とか波佐見町はですね、そういった条例等の優遇措置のホームページを設けております。やはりあの川棚町もそういった課が設置されているわけですので、今後ともですね、一生懸命努力をしていかれたらと思います。また、町長においてもですね、川棚町のトップセールスマンとして観光行政、あるいは企業誘致に対してですね、大いに力を発揮していただきたいと思えます。そういうわけで私の一般質問を終わります。

議 長 次に、小田成実議員。

1 1 番 小 田 通告文に従い、次の三点について尋ねます。

一点目、成人式についてですが、開催日及び記念品について、次の二項目を尋ねます。

①開催日を年末年始の新成人者が帰省中に合わせ、正月三が日に変更する考えはないか。

②記念品として、集合写真及び川棚応援寄付金の案内及び町長からのメッセージなどを編集したものを作成し、若者とふるさと川棚を結ぶ材料として贈呈する考えはないか。

二点目、小串郷駅前広場についてですが、小串郷駅前広場は駅利用者以外のための駐車は川棚町小串郷駅設置条例で禁止をしておりますが、今駅利用者以外が日常的に駐車している状態であり、駅利用者が迷惑を受けたこともあると聞いています。そこで、一部を有料駐車場として整備し、迷惑駐車をなくすように工夫する考えはないか尋ねます。

三点目、耕作放棄地解消の具体的計画についてです。昨年9月議会で耕作放棄地の対策について質問し、「イノシシ被害などもあるが、有効利用に努める」との答弁でした。その対策として農山村活性化事業での試験栽培や、農業委員会で農地の状況調査などが行われていますが、耕作放棄地解消に向けた今後5年後、10年後の長期的なビジョンを尋ねます。以上、三点を尋ねます。

教 育 長 小田議員の成人式についての質問について、私の方から答弁をさせていただきます。

まず開催日を正月三が日に変更する考えはないかということについてお答え致します。平成24年の成人者へのアンケートにおいて、正月三が日の成

人式開催の希望者は8%でございました。そして現在の成人の日前日開催の希望者が63%でございました。その結果を受けまして、当面は成人の日前日、いわゆる現在のやり方で開催をしていきたいと考えております。しかし、今年から東彼杵町が1月3日に開催を致しました。できるだけ多くの成人者に参加をしてもらいたいというのが川棚町及び教育委員会の願いでございます。これからも成人者へのアンケート調査をして、このことについては柔軟に対応していきたい、そのように考えているところです。

次に、記念品のことについてお答えを致します。議員ご提案の集合写真、川棚応援寄付金の案内、町長からのメッセージ等を編集したものを贈呈する考えはないかということですが、これについては実施する考えはありません。その理由は次の三点です。一点目は、成人式当日の集合写真等を編集したものを後日成人者に配布するよりも、やはり式当日直接成人者に渡したいということでございます。

二点目は、今年の成人式から新しい記念品として、川棚テレビの協力を得まして川棚町の様子、それに成人者の中学時代の行事などを編集したDVDを贈呈しているところです。これはまさに先程議員がおっしゃいました、若者とふるさと川棚を結ぶ、そういう発想で作成したものであると考えているところです。

三点目は、町長のメッセージにつきましては、成人証書と致しまして成人者に渡しておりますので、必要はないだろうと考えているということです。以上でございます。

町長 小田議員の小串郷駅前広場についてと、それから耕作放棄地解消の具体的計画についてのご質問に私の方からお答え致します。

まず、小串郷駅前広場についてのご質問についてでございますが、小串郷駅の駅舎、駅前広場、駐輪場等の施設につきましては、小串郷駅管理委員会と委託契約書を取り交わし、管理をお願いをしております。これまで大きな混乱もなく、適正に管理をされているところであります。ただいまご指摘いただきました件につきましては、実情を調査しましたので、小串郷駅管理委員会の意向もお尋ねしながら、ぜひ処理していきたいと考えております。

次に、耕作放棄地解消に向けた対策につきましては、平成24年9月議会でも同様にご質問をいただいているところでありますが、基本的には国、県

の事業を活用しながら推進していきたいと考えております。9月議会でも申し上げましたように農業委員会の実施している農地の利用状況調査により、農家の耕作放棄地に対する意向を確認し、まずは農地として守るべき優良農地について、これ以上の耕作放棄地の拡大が起きないようにきちんと対策を行っていくことが重要と考えております。さらに、耕作放棄地の中でも赤判定、いわゆるすでに山林化しているものなどについては、25年度から農業委員会で農地法に基づいた手続きにより農地という枠組みから外す作業が行われる予定となっております。近年の耕作放棄地の拡大のスピードアップは、原因として輸入農産物の増加、それによる農産物価格の低迷、担い手、後継者の減少、農家自身の高齢化、耕作放棄地の進行による鳥獣被害の拡大などが考えられ、これらの原因それぞれが負の連鎖を起こしていると、このように考えられます。5年後、10年後ということになりますと、耕作放棄地解消対策だけではなく、農業の担い手の確保、育成が地域農業の継続にはもっとも重要な課題であり、農地農業を守っていくために必要なものと考えます。現在、5年、10年後の地域農業の有り様として、人、農地プランの作成を行っておりますが、その地域の担い手や地域としてどういった農業を展開していくかなどの基本的な計画を集落地域ごとに現在検討をしているところがあります。新規作物の導入、六次産業化の検討、基盤整備の充実、農地の面的集積の推進など、地域農業の維持、発展のための必要な計画づくりを行い、耕作放棄地解消のための対策を含めた農業振興方策を構築したいと考えております。なお、昨年9月に質問をいただきまして、現在半年が経過をしたわけですが、そういった短期間でありますので、あまり事が進んでいないことに対しまして、大変申し訳なく思っております。以上、答弁とさせていただきます。

1 1 番 小 田 成人式の件についてですけれども、アンケート調査、私も実施された内容を聞きました。このアンケート調査をされたのがですね、当日の式の直前だったということで、そうすれば成人式に来ていらっしゃる若者達は、当然今日で良いというふうに○を付けたんじゃないかなと判断致しますので、さっき言われましたようにですね、もうちょっと早めにアンケート調査なりをしてから、一人でも多くの成人者が参加できるようにご配慮願えればと思います。

記念品のことでですね、私はここで若者と川棚を結びつける手段としてホームページを見ましたら、川棚応援寄付金の案内が付いておりました。おそらく若者はこういった川棚応援寄付金のことには知らない方がほとんどだと思いますので、その成人式を機に経費的な面もありますけれども、集合写真後日送付というかたちでですね、全員での集合写真、それからふるさと川棚、皆さん方の応援を求めていますというふうな川棚応援寄付金の案内などを付けていただいでですね、それで後日発送をしていただければ若者が川棚町をふとしたときに考えてですね、ちょっと応援の寄付金でもしようかと、あるいは尋ねた時に川棚町の3年前はあがんやったけれども、どがんなつとるとやろうかねというふうなことで関心が深まると思いますので、ぜひとも記念品、DVDの代わりにですね、ちょっと厚めの冊子を作って配布すれば大変よろしいんじゃないかと思えますけれども、再度お願い致します。

教 育 長 まず一点、アンケートの件についてですが、これは議員ご提案のように、できるだけ早い時期にアンケートを実施して、そしてそのアンケートの結果によって柔軟に対応していきたい、そのように思います。

次に、応援寄付金のことですが、これは成人式の日ですね、各課から成人者に伝えたいものということで、募集をかけておりますので、そういったことで対応できるのではないかというふうには思います。編集したものを後日ということですが、これについてはなかなか難しいかなという感じが致しますので、現在のDVDはですね、教育委員さん達のアイデアもいただきながら、今年新たに作ったものでございますので、しばらくはこれを継続したい、そのように考えております。以上です。

1 1 番 小 田 そしたらそのDVDの中にですね、一コマに川棚応援寄付金という項目もいただければ、大変つながりが深くなると思いますので、ご検討をよろしくお願い致します。

次に、小串郷駅の駐車場について再度質問を致します。小串郷駅の管理委員会というのがあって、それで実情調査をして諸々さしずまっの問題はないというふうなふうに受けとめましたけれども、どうしてもですね、地区の方からですね「迷惑駐車のようにゆおって困るとばい」という声が多く聞かれましたので、あそこに条例としてですね、利用者以外の方は停めないようにと決めてあって、看板まで設置してあります。そういうのに対してですね、

自分の駐車場のようにして日常的に停めておられる車があるということは、大変遺憾なことだと思いますので、その対処はとらなければいけないんじゃないかと思いますが、再度お願いします。

町長 おっしゃるように、小串郷の駅の管理につきましては、これまで管理委員会に委託しておりまして、これまでは大きな混乱もなく適正に管理をしてもらっていたと、こう理解を致しております。今新たに議員がおっしゃるような問題があるということを初めて知りまして、さっそくあの、担当の方に調査をさせまして、そして管理委員会との意見交換も致しております。そういった中で、いろいろ管理委員会としての立場もあられるようでございますので、これについては今議員がおっしゃるようなそういう条例の主旨に則って、今後対応していきたいと思います。なかなか地元の方が管理されておりますので、そういった人間関係等もございますので、そう一朝一夕に事が運ばないこともございますので、ご理解をいただきたいと思います。

1 1 番小田 小串郷駅の駐車場に関しましてはですね、地元の管理委員会で検討していただいて、その検討をしていただく中で地域住民の感情もあろうかと思いますが、例えば駅利用者以外の方が停める場合もあろうかと思いますが、そういった場合はですよ区画を区切るとか、地域住民まごころ駐車場とか、そういったことをですね検討していただければ整理が付くんじゃなかろうかと思いますが、一つ町長の方からもですね、駅の管理委員の方へも、その点を伝えていただければ地元からの不満、不平と言いますか、そういったものも出にくくなるんじゃないかと思いますが、併せてご検討願います。

三番目の耕作放棄地解消の具体的計画についてですけども、9月議会に質問したときに、内容はほぼお聞きしましたけれども、国、県の事業を活用してですね、併せて耕作放棄地を解消していく方向だということですけども、それがやっぱり先が見えないわけですよ。その試験栽培もしておられると、聞くところによりますと小串方面で準備をされておられるのが、今度の10日に定植をするという段階で、それがいつ試験栽培の作物がどういう方向にいくか分からないということです。それで赤の農地が25年からの線引きをしてから手続きをするというふうなことですけども、今黄色の土地がですね赤にならないように、私は地区に相談をしてですね、早め早めに農業農地

ということに関わらずですね、管理保全というふうなことで、例えばですね、地区の老人会とか婦人会、子ども会とかに協力を願いながらですね、野菜ではございませんが、菜の花とか、コスモスとかというのをですね栽培をしてもらって、草ボウボウとしているのを一つでも減らしていくと、例えばそれが集団的にならないものであってもですね、そういうふうな対策をとればいいんじゃないかなというふうなことを考えますがいかがでしょうか。

町長 耕作放棄地の解消対策として一つのご提言をいただきましたが、大変ありがたいと思っております。ぜひその件については、前向きに検討してまいりたいと思います。なお、その後の具体的なことにつきましては、先程も言いましたように、これは農業委員会が主管して行っていただいておりますので、私の立場では十分承知をしておりますので、何か具体的なものがあれば農業委員会事務局長兼産業振興課長から答弁をさせます。

産業振興課長 先程言われた小串地区での今取り組みとしては、新しく作物を植えて、まあ六次化まで持っていかないと、なかなかその後の定着と言いますか、そういうことがないということで、今先程言われたように、先月に植栽したばかりでですね、その後のまだ展開というのは、まだ現実になっていない状況ですが、そういうことで耕作放棄地を解消した後はどういった作物を植えるかという、農業委員会の中では随時検討しておりますので、今後そういった結果を見ながらですね、新しい作物について農業関係者で、また先程言われたように地域も含めてですね対応していければということで考えています。以上です。

1 1 番小田 試験栽培もですね、結果がはっきりするのは数年先、はっきりした結果が出ないかも知れませんが、それまでのつなぎとしてですね、私が先程提案をしました、地区においてですね、実行組合とか中山間地の組織などもありますので、そういったところに声をかけてですよ、菜の花とかコスモス、まだ他にもあろうかと思いますが、そういったものをですね栽培をするようなプロジェクトを早急に立ち上げていただいて、雑草を一本でも減らしていくというふうな対応を重ねて検討していただきたいと思います。

それともう一つ農業に関してはどうしても農協さんの手を借りなければならぬと思いますけれども、以前は行政側と農協との打ち合わせとか協議とかがあっておられたようだけれども、最近は無いということをお農協の担当

者から私も聞いてきたんですけれども、耕作放棄地解消に向けてですね、行政と実際農業者が一番相談に乗りやすい農協との協議と言いますか、懇談というのは持たれているんでしょうか。質問します。

町長 先程、コスモスとか菜の花を栽培したらどうかというご提言をいただきましたので、いわゆる観賞作物を作ったらどうかということでございます。これは非常にこう素晴らしいアイデアと考えますので、御協力をいただく地区からさっそく実行したいと思います。

それから、JA等との協議会の開催について、以前は確かに農業振興協議会というのがありまして、行政と、行政というのは町なり、あるいは現在の県央振興局なり、それとJA、それから農家の代表、こういった四者が集まって協議会をもっていろんな議論をしておりましたが、最近はあまり農業振興協議会というのは、あまり活発に開催されていないようです。ただあの、それに代わって認定農業者を中心として農業委員会あるいは行政、そしてJA、県央振興局、そういった関係の中で協議会が開催されて、それによって本町地区の農業振興の対策が議論されているようでございます。以上でございます。

1 1 番小田 最後に言われました認定農業者などを含めた協議会ということですが、認定農業者の方はですね、農業、自分の農業を構築するように、より良くするというので、ほとんど一生懸命それだと思います。それ以外のことは言い方は失礼ですが、自分のことで精一杯ですね、地域のことまでも目がいかないというふうなことも考えられますので、是非ともですね、ここで底辺といいますか、それぞれの地域にあるいろいろな組織を活用しまして、先程私が言いました菜の花とかコスモスとか、そういったことですね対策を早急にさせていただければと思いますので、よろしく願い致します。

それからあと、農業委員会とですね、行政的に仕事の内容が違うと思いますけれども、農業委員会の委員の皆さんと、地元の中山間地の委員さんとか、実行組合の委員さんとか、実際その耕作放棄地解消に向けての会議などを持たれたことがあるのでしょうか、お尋ねします。

町長 私の方では詳細についてつかんでおりませんので、産業振興課長から答弁をさせます。

産業振興課長 農業委員会の委員と地元の地域の方達で耕作放棄地についての意見交換は今までやっていません。以上です。

1 1 番小田 ぜひともそういうふうなですね、行政側と、地域住民、地域の住人ということを含めてですね、日常生活の周りに耕作放棄地というのはあるものですから、いろんなことを考えてですね、早め早めに対応していただいて、草一本でも農地から除外をしていくというふうな検討をよろしくお願い致します。

イノシシ対策もですね、9月の質問の時に、イノシシが、イノシシがと、イノシシに私達が負けているような後追いの対策の状況やったとですけども、今後イノシシ対策にもですね1,200万円程上程をしておられましたけれども、特別な対策というのがあられるのでしょうか、お尋ねします。

町長 これにつきましても担当課長の方から答弁をさせます。

産業振興課長 イノシシ対策について、特別、今回新たにという対策は考えておりません。従来のワイヤーメッシュによる地域を含めた対策、後、農地の周辺を電気柵とかですね、そういった農業被害対策と言いますか、そういったことに重点を置いています。捕獲については従来の猟友会の皆様をお願いして、捕獲については努めていくということで、今進めている、ここ何年か進めている方向性で対策を行っていくということで考えております。以上です。

1 1 番小田 対策をよろしくお願い致します。基幹農道川棚西部地区というのも30年度には完成の予定となっておりますので、それに向けてもですね、耕作放棄地に関しては、長いスパンでのビジョンが必ず必要だと思いますので、それも含めてですね、さしあたって地域住民が協力して手がけられる草一本を減らすような菜の花、コスモスの花の栽培をできないかということをお早急に対応をさせていただいて、川棚町内からですね耕作放棄地が一筆でもなくなるように対応を求めて私の質問を終わります。

議長 ここでしばらく休憩を致します。

(…休憩…)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、山口隆議員。

15番山口 二項目について質問を致します。

一項目目でございますが、いじめ、体罰の防止と不登校への対応について、なお、この質問につきましては、現在、産業建設文教委員会の閉会中の調査事項と関連していますので、委員会を代表したかたちでの質問になろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ご存知の通り、一昨年の大津市の中学校での自殺、本年、大阪の高校での体罰による自殺が社会的に大きな問題となり、いじめ、体罰の根絶に国を挙げて取り組む姿勢が求められております。いずれも報告等を見てみますと、学校、教育委員会の対応が後手後手に回ったことが大きな要因とされております。現在、本町ではいじめ、体罰とも大きな事例は報告されておられません。しかし、いじめ、体罰はどこでもいつでも起きる可能性があり、人権侵害はもとより、人間としての尊厳すらも否定することになりかねません。そういった中で、いじめ、体罰、不登校については、教育委員会、学校、家庭等が連携して対応する必要があると思われまいます。いじめ、体罰の根絶と不登校への対応について、次の四点についてお尋ねします。

本町でのいじめの実態と根絶に向けてどのように取り組んでいるか、また、その防止についてはどのように取り組んでいるか。

二点目でございます。体罰については学校教育法で禁止されております。しかし現実には、愛のムチとか、熱血指導などと言われ、なかなかなくなっていくのが実態でございます。体罰の防止にどのように取り組んでいるか。

三点目、不登校の解消に向けてどのように取り組んでいるか。

四点目、いじめ、体罰、不登校の問題は、その解決について各方面で論じられております。教育委員会として今後どのような方針で臨まれるか。

二項目目でございます。自主防災組織の取り組みについて。一昨年、東日本大震災以来、防災、減災が言われ、安心、安全なまちづくりが求められております。自らの生命、財産は自らが守るの精神で、各地で自主防災組織の取り組みがなされております。自主防災組織につきましては、各地区で自主的に立ち上げがなされるのが理想であると思われまいますけれども、現実には、その立ち上げについては行政の方である程度リーダーシップをとってもらわ

なければ無理と思われます。自主防災組織の取り組みについて、次の四点について尋ねます。

一点目、自主防災組織はどのようなかたちで、何年後を目途に立ち上げようと考えているか。

二点目、川棚町地域見守りネットワーク設置協議会条例では、どのような取り組みがなされているか。また、地域見守りネットワークは、自主防災組織とセットで取り組むことが有効であると思われる。どのように考えるか。

三点目、災害時の情報通信網として、各消防団詰り所に光ケーブルによる通信設備を整備する考えはないか。

四点目、先日、2月でございますが、玄海原発事故想定避難訓練が行われました。現在、訓練についての検証が行われております。本町も避難受け入れ先になっております。避難受け入れの際に自主防災組織があれば大きな力となると思われるが、どのように考えるか。以上でございます。

教 育 長 山口議員の一点目、いじめ、体罰防止と不登校への対応についてお答えを致します。

最初に、いじめの定義について述べさせていただきます。以前のいじめの定義は「自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」でございました。この定義が平成18年度以降、次のように変更されております。「一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。「一方的に継続的に深刻な」という言葉が外されているというのがポイントです。それでは、平成24年度、いわゆる2月中までですが、町内のいじめの実態についてお答えを致します。

小学校でのいじめの件数が8件です。中学校のいじめの件数が7件です。すべて解決していると聞いています。

二点目のいじめの根絶、あるいは防止に向けての取り組みについてお答えを致します。特に大切にしているのは次の四点です。

一点目は、いじめを生まない学校経営をするということです。具体的には、いじめは児童生徒の命に関わることであり、絶対に許されない行為であるという強い認識を学校全体で共有するというところでございます。

二点目は、いじめの早期発見と早期対応ができる指導体制を確立するとい

うことです。具体的にはアンケート、個人面談、観察等により、早期発見に努めるとともに、全職員で情報を共有し、個人ではなく組織体として、いじめ防止に取り組むということです。

三点目は、学校、家庭、地域、福祉あるいは警察との関係機関と連携した指導体制を確立することです。

四点目は、日常の授業はもちろんでございますが、長崎っ子の心を見つめる週間、あるいは人権週間等を通した取り組みを通して、命の大切さや思いやりの心を育てる教育を日々充実させていくということでございます。

二点目の質問の体罰の防止について三点お答え致します。

一点目は、体罰も命に関わる、あるいは子どもの心に深い傷を残すものであり、絶対に許されない行為であるという認識を全職員で共有することでございます。

二点目は、校内的には生徒指導にかかる協力体制を確立することです。対外的には、家庭、地域、子育て支援等の町長部局、あるいは福祉、警察等の関係機関との連携した生徒指導体制を確立することです。こうした取り組みにより、教師が孤立しないようにすること、これが大事であろうと考えております。

三点目は、服務規律強化月間の取り組みを通して、体罰等の不祥事防止に取り組むということです。

三点目の質問の不登校の解消に向けての取り組みについてお答え致します。不登校あるいは発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒の指導については、専門家の力が必要である。こういう考えのもとに、スーパーバイザーを活用した学校活性化事業を立ち上げたところでございます。そこで、一学期は特別な支援を必要とする不登校児童生徒、あるいは発達障害等の指導のあり方等についてスーパーバイザーによる相談事業を公民館において実施を致しました。

二学期、三学期はスーパーバイザーを学校に派遣し、授業参観を通して、あるいはスーパーバイザー自身に授業をしていただくことを通して、気になる児童生徒等に対する支援のあり方等について研修を深めるとともに、児童及び保護者へのカウンセリングも実施しているところでございます。スーパーバイザーの活用で、特に良かったことが2つございます。一つは、教師が

見落とししていた特別な支援を必要とする児童生徒を指摘していただいたこと
でございます。もう一つは、感情表現の苦手な子どもが不登校に陥りやすい
ということを指導していただいたことであり、その指導のあり方を教えてい
ただいたことでございます。この他に中学校においては、スクールカウンセ
ラーと心の教室相談員を活用した取り組みをしております。

最後に四点目の質問のいじめ、体罰、不登校の問題に、今後どのような方
針で臨むのかということについてお答えします。これについては二点お答え
致します。

一点目は、いじめと体罰についてです。これは現在の取り組みを継続する
ということの基本にしながら、必要に応じてスーパーバイザーも活用してい
くということでございます。

二点目は不登校についてです。中学校で不登校に陥る生徒をいかに減らす
か、これが本町の課題で、これは本町だけではなく全国的な課題でもあろう
と思います。この問題を解決するためにスーパーバイザーを活用した方策と
して、次の三点を考えております。

一点目は、感情表現の不得手な子どもへの指導など、不登校に対する予防
的な指導をより充実させていくということでございます。

二点目は、不登校傾向あるいは不登校に陥った児童生徒に対する指導を、
より充実させていくということでございます。

三点目は、特別支援教育体制、これを充実させるということです。以上、
答弁とさせていただきます。

町 長 私の方からは自主防災組織への取り組みについてのご質問に
お答え致します。

まず第一点目の自主防災組織の立ち上げについてでございますが、自主防
災組織でありますので、先程議員もおっしゃいましたように、基本的には各
地区などから自然発生的に組織されるというのが最も望ましいものと思われ
ますが、ゼロからのスタートとなりますと、大変難しいものがあるのではな
いかと、このように思います。そこで町と致しましては、まず3地区程度を
モデル地区としてお願いし、それをきっかけとして徐々に地域の拡大をお願
いし、最終的には町内全域において組織化していただければと考えていると
ころでございます。そしてその形はということでございますが、これも地域

の皆様方と協議して進めていくことになると思いますが、防災ということで、各地区の消防団との深い関わりがありますので、消防分団毎に自主防災組織を組織化し、その消防分団を形成している地区を下部組織としてはどうかと、このように考えております。ただ、その組織化の方法は、やはり各地区の総代さんや消防団と協議をしながら進めていくことになるものと思われま

次に、二点目の川棚町地域見守りネットワーク協議会の取り組みについてでございますが、この協議会の委員が直接対象者を訪問したり、業務に関する事務を行ったりすることは基本的にはございません。これまで担当部署においてネットワークの基本となる対象者の把握をするための下準備を行いまして、各家庭の訪問を担当する専門員を専任し、この度訪問できる体制が整いましたので、2月27日に協議会を開催致しております。そして、この協議会において、今後のスケジュールや取り組みの内容等について、説明をさせていただきます、モデル地区の選定と見守りネットワーク台帳の情報提供の範囲について協議を行いまして、決定をいただいたところでございます。また、協議会の委員には、関係する組織の代表者を選任いたしますので、組織間の連携と協力について説明し、了解をいただいたところです。また、見守りネットワークと自主防災組織をセットとしては、とのご提言でございますが、平常時では見守りネットワーク登録者と消防団が関わることはほとんどないものと思いますが、災害時には消防団員が対応することもありますので、同じスタートラインで進めていくことが大事であると、このように考えております。そして、このことにつきましては、協議会の中でも説明を致してまいりまして、モデル地区の説明会には町の消防主任と消防団分団長は参加することと致しております。

三点目の各消防分団詰所の通信設備の整備についてでございますが、光ケーブルを引いてパソコン等の機器を設置したと致しましても、災害時には停電やケーブルの切断が考えられますので、町からのパソコンを通じての対応は難しいと考えます。各消防団には無線を配備しておりますので、本部と各分団との通信は、やはりその無線を通じて対応することが一番良い手段ではないかと考えておりますので、パソコン等の通信設備の整備については考えておりません。

最後に、四点目の玄海原発での避難者受け入れの際に自主防災組織があれ

ば大きな力となるのではないかとのご質問でございますが、玄海原発での事故が発生した場合の松浦市民の受け入れにつきましては、基本的に県、市、町の職員が対応することとなっております。ただ、4千人、あるいは5千人の方が本町に避難した場合は、県、市、町の職員では対応しきれないことが予想され、町民の方々のお手伝いをお願いすることが考えられますので、自主防災組織での集団行動が発揮されることもあろうかとは思われます。しかし基本的には、自主防災組織と避難者の受け入れ体制とは別のものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

1 5 番 山 口 いじめ、体罰の防止と不登校への対応について、質問を随時させていただきますと思います。

いじめについてはですね、これはもういろんな報道等で常時起きていると言えば非常に語弊がございますが、それが非常に水面下だけで済んだ場合と、それから今回のように大きな社会的な問題になる。これが何年かおきに続いているんじゃないかと、こういうふうな判断をしているわけでございますが、大きな問題になる度にですね、文科省の初等中等局長の通知である通達が出されてですね、その都度いろんな対応が各県の教育委員会を通じて、市町村の教育委員会、学校に通達が出されるわけです。そういった中でですね、教育委員会については一般的にですね求められている事項といえはですね、教育相談体制の整備充実とか、それから保護者の悩みに対する相談体制、それからいわゆる教員の研修の充実、それから学校を支援する体制の強化、こういったことがその都度求められてきていると思うんですよね。おそらく今回も間違いなくそういったことが通達が初中局の局長通知になるか、そのレベルは分かりませんが、必ずそういった通知が来るものと思われま。本町教育委員会としてですね、今言ったような教育相談体制の整備充実とか、保護者の悩みに対する相談体制、それから教員の研修の充実、それから学校を支援する体制ですね、こういったことについてどのように取り組まれているかお尋ねします。

教 育 長 研修についてでございますが、これは県の研修が中心になってくるんじゃないかと思いますが、町においては具体的な事例を通してスーパーバイザーを活用した研修、そういったものを進めていきたいと思。それから相談体制ですが、これは現在スーパーバイザーを活用した相談体制

というのがございますが、そこが川棚町としては中心になってくるかなというふうに思います。もう一つ、学校支援ですが、各学校が今学校支援会議とかをやっておりますが、川小においては今年度川棚小学校応援団とか、そういったものができあがっております。いわゆる地域と連携した、そこらあたりは各学校、積極的に推進していきたい、そのように思います。要するに、地域、保護者の信頼なくして教育は成立しないというのが私の考えでございますので、そういったことで進めてまいりたいと思います。以上三点ですが、落ちはなかったでしょうか。

1 5 番 山 口 保護者に対する相談体制についてです。

教 育 長 保護者に対する相談もスーパーバイザーを活用していきたいと思います。現在、不登校児童等については、ここらあたりもやっておりますので、活用していきたいと、そのように思います。

1 5 番 山 口 スーパーバイザーの活用した相談体制ということですが、これの具体的にですね、公民館の一室に週1日相談日を設けるとか、そういう具体的な方策をどうとられているか。そのところを答弁をお願いしたい。

教 育 長 今年実際にやってみて、スーパーバイザーを活用していく場合に、一番良いのは学校に派遣して、現場の実態に応じた相談体制あるいは指導というのが一番良いだろうと思っています。それから保護者に対する相談というのが、一つ問題になってくるんですが、これは学校が必要と、この保護者についてはスーパーバイザーに相談することが必要だと判断したものについてスーパーバイザーを活用していくというふうにしております。その他については、学校を通じて、あるいは教育委員会を通じてということが具体的に becoming くるのではないかというふうに思います。現在でも教育委員会の方に相談に見える保護者もいらっしゃいますので、そういうふうを考えます。

1 5 番 山 口 スーパーバイザーの活用のみが答弁にあったわけですが、平成23年度からですね、教育委員会の中に、従前の社会教育指導主事に替わりまして教育指導主事が配置されております。当然この教育指導主事というのは、教育の専門的な指導ですね、これをいわゆる学校現場に対して専門的立場から行われる職務だろうと考えております。当然、いじめ、体罰、不登校についてもですね、この教育指導主事であればですね、その対応もなされ

ているはずだろうと思いますが、この教育指導主事、平成23年度ですから、今2年目です。この方がですね、どういうふうな活動をされているのかお尋ね致します。

教 育 長 お答え致します。現在、教育指導主事が週に3回勤務でございます。一日当たり7.5時間です。実際に例えば特別支援教育に関わる相談とかですね、担当したりしております。いじめ等についての調査とかについて担当しております。ただ一週間に3回というとはですね、本当はそれを活用していかないといけないんでしょうけれども、なかなか十分に学校に出向いてとか、そこらあたりまではできていないのが現状のように思います。以上です。

1 5 番 山 口 今ですね、スーパーバイザーの活用と、スーパーバイザーもこれは時間的な予算しかとれていないと思いますよね。年間に昨年の予算でいけば60万円ですから、数字を申し上げて申し訳ありませんが、おそらく謝金というんですか、これは一時間当たり5千円か5,500円と聞いておりますので、年間120時間ぐらいです。スーパーバイザー。それから、今教育指導主事ですね、週3日と、7.5時間と、非常に少ないということであればですね、これは教育委員会としてですね、やっぱり町部局に予算の要求なりしてですね、いじめ、不登校、体罰、こういった部分をですね、本町から絶対なくすんだと、そういう気持ちで教育行政に取り組むのが姿勢ではないかと思われるんですが、その点ではどうお考えでしょうか。

教 育 長 先程答弁致しましたように、指導主事の時間数が足りない。これは認識を致しております。したがって、次年度につきましては、フルタイムの5日間というのを考え、そして予算をお願いしているところでございます。後で新年度の予算の中で出てくると思います。適任者を探すべく努力をしたいと思っております。以上です。

1 5 番 山 口 学校からいじめ等の報告がなされると、そういった時にですね教育委員会としてどのような対応をされているのかですねお尋ねします。

教 育 長 今年度の事例で申し上げますと、小学校の上級生が下級生をいじめた中で、ちょっと性的な内容を含んだものがございました。これは非常に学校だけの指導は難しいと思われましたので、さっそくスーパーバイザーへの相談というものを実施致しました。そういうふうに事例に応じて活用し

ていくというのは考えていかないといけないかなというふうに思います。それから先程来、スーパーバイザーだけだとおっしゃっていますが、決してそうではありませんで、学校で相談できない分、そういった専門的なものを要するものについては、スーパーバイザーを活用していくというのが教育委員会の基本的な姿勢です。以上です。

1 5 番 山 口 先に参りますが、二点目の体罰関係です、先月、県の教育委員会から体罰についての調査がなされていると思います。そして、昨日の長崎新聞にちょっとだけその結果が報道されているのはご存知だと思いますけれども、本町でも調査結果をされて投稿をされたと思いますが、その調査結果はどうだったか、報告をお願いしたいと思います。

教 育 長 これについては、二つの報告がございます。

一点目は教育委員会が体罰関係で処分をしたもの、これについてはゼロでございます。もう一つは、児童保護者へのアンケートを通しての報告というのがございます。これが26日から3月4日まで全校一斉に調査をしております。今まだその調査を調査中でございまして、まだ結果は出ておりません。以上でございます。

1 5 番 山 口 調査結果は結構でございますが、体罰についてはですね、これはいろんな法的なかたちです、これは学校教育法の11条というので明記されているわけですが、ただこれについてはですね、学校の先生、いわゆる一般的に先生、先生と私達が呼ぶ方ですね、この方は県の研修であるとか、そういったことを受ける機会が多くてですね、コンプライアンス精神とか、そういったものは多くの先生がお持ちだろうと思っております。ところが、子ども、保護者にとって先生と呼ぶのは学校に勤務されている全ての方が先生なんですね。例えば事務の先生、用務員の先生、それから部活動の外部指導者、これも先生なんです。こういった方というのは、なかなかこういうような体罰とか、そういったことに対しての研修の機会は全く無いと、全く無いと言えば語弊があるかもしれないですけど、ほとんどないというのが現状でございます。そういった方々に対してですね、体罰というのは明らかに先生対生徒の問題でございますので、そういったところの指導についてですね、教育委員会を通じて年度初めにですね、こういうふうな方針でお願いしたいとか、そういうことを出されているのか、もし出されてなければ、今

後それについての取り組みを考えておられればお答えをお願いしたい。

教 育 長 今いろんな職種の方を出されました。学校の中で勤めている、例えば用務員とかですね、図書室補助とか、そういったものについては校長から指導が行き届くというふうに思います。ただし、その社会体育の指導者、ここらあたりがなかなか指導が難しいのかなという気が致しております。それで、教育委員会として来年度の事業としてやらなければいけないものとして考えておりますので、社会体育の指導者について、その指導のあり方についての教育委員会が主催をした研修会、こういったものを計画したいなということで県教委の方に指導者、いわゆる講師になる人が適当な人がいないかどうかというのを今問い合わせをしているところでございます。

1 5 番 山 口 体罰につきましてはですね、ぜひ本当、学校におられる先生方についてはですね、いわゆる先生方以外でもですね、学校長を通じて指導をお願いすると同時に、社会体育指導関係ですね、こういったところも体罰という問題が絡んでおるわけです。そういったところでぜひこれは十分取り組んでいていただきたいということで、次の不登校についてでございますが、不登校というのはですね、これはいろんな問題があつて、そう簡単に解決すると私自身も思っておりません。ただ、この子達のはですね、やっぱり居場所づくりというのはですね、教育環境整備から考えればですね、教育委員会が中心になって取り組むべきことなのかなと、例えば、この中にですね、学校の門はくぐれても教室に入れないとか、それとか家は出て学校に行きたいけど学校に行けないとか、いろんなかたちの不登校がおるわけです。そういった子達の居場所づくりをですね、これを教育行政として取り組んでいただきたいと思つているわけですが、ここの居場所づくりについてはですね、どのように取り組んでおられるのか、また今後取り組もうと考えておられるのかお尋ね致します。

教 育 長 不登校については、本当に難しい問題がございます。一つは教室に入れないう子、それについては学校の中で適当な教室を探して、特に中学校の場合はですね、そういった場所を設置をしているところでございます。ところが、先程おっしゃいましたように、学校に入れないう、こういった子ども場所をどうするかというのは、これは大きな課題でございまして、次年度、一つ考えておりますのはですね、図書室に1日だけではございますけれ

ども、中学校の心の教室相談員が、今3日出てきてもらっていますが、これを1日増やして、1日午後だけですね、午後だけなんですけれども、図書室に待機をさせて、そこを学校に行けない子どもが、その日だけは図書室に来れる、そういう場所を来年度は作りたいなと思って、これは予算でお願いをしているところでございます。以上です。

1 5 番 山 口 併せて不登校についてでございますが、先程の教育長の答弁の中で、やっぱり不登校についてはいろんな要因があると、地域その他、それから特に中学校における不登校ですね、一般的に中1ギャップと呼ばれる生徒だろうと思います。これについては非常に中学校に入った途端に、いろんな問題から不登校に陥るケースが出てくると、これも単に中学校だけではおそらく解決できないだろうと、当然そこに小学校から中学校へのつなぎ、こういった分が非常に大事になるんじゃないかと、そういったことでこのつなぎとかそういった分についてはですね、学校間は当然ですが、そういった分の橋渡しというのは教育委員会がすべきだろうと、そこを担当してですね、つなぎの部分というのは教育行政の中でやるのが、より効果的な部分もあるのではないかと思いますけれども、そういった部分のつなぎと言いますか、橋渡し、そういったことについてはどう考えておられるか。

教 育 長 橋渡しを教育委員会がやるというのは、僕は非常に難しいのかなというふうに思います。ただですね、中学校、一つスーパーバイザーの指導で分かったことがですね、小学校において、感情表現の苦手な子ども、こうした子どもについては、そこらあたりを改善してあげると、予防的な効果があるだろうということ聞いておりますので、そこらあたり、いわゆる予防的なものについて小学校でできること、これが入ってくるんじゃないかというふうに一つ思います。

もう一つは、現在三小学校が中学校に行く場合に、三小学校まとまって6年生がレクレーションをしたりしながら中学校の説明会とか聞くんですけども、そういったふうに小学校の、いわゆる入る時点で知り合いになっておくというのも一つ大事な事かなと思います。あとは、どれぐらいとれるか分からないんですけども、6年生が中学校への体験入学とかですね、そこらあたりの可能性は考えていきたいなというふうに思います。

1 5 番 山 口 時間も押してきておりますので、教育長に対して最後の質問に

させていただきますが、いじめ、体罰、不登校という、これ学校の一番悩みの多い部分でございます。これが一日二日ですぐ答えが出るとか、そういう問題でもございません。こういったことについてはおそらく学校の中で一義的には指導するのが一番重要だろうと考えられますけれども、支援についてですね、学校の支援ということについて、やっぱり一番教育行政としては大事に取り組むべき事項であろうと思っております。先程も答弁でございましたけれども、再度、来月からは新年度でございます。新年度に向けてですね、教育委員会として、いじめ、体罰、不登校、どういうふうな来年度の方針、そのものをですね明確に、こういう方針で臨もうと考えておりますという考えがあればですねお聞かせいただきたい。最後でございます。

教 育 長 方針としては先程述べたように思うんですが、ただ決意としてですね、特に不登校、これは校長とも話しているんですが、目標は限りなくゼロに近いものを目指すんだと、そういう決意で望みたい。いじめ、体罰についても川棚町から、いわゆる子ども達が自殺とか、そういったものを絶対に起こさないと、そういう決意で望んでいきたいなというふうに思います。

1 5 番 山 口 時間が少なくなりましたが、防災について町長にお尋ねします。

町の防災計画書の中にですね、自主防災の項にですね、「町が地域住民による自主防災組織の云々」とあってですね、「組織づくりでは郷、町内会等单位として、または婦人団体とか、青年団体、P T A等、自主防災組織として育成する」とあるわけですが、こういった挙げられた団体に対してですね、どの様な働き方をされているのかお聞きします。

町 長 お答え致します。この取り組みにつきましては、今からということ考えておまして、具体的には、いわゆるご質問の中にありますように、地域見守りネットワーク協議会の中でいろいろこれまで議論しております。基本的には、これは副町長が主管をしておりますので、足りない分については答弁をさせますが、今あの、発言の中にありました婦人団体、あるいは青年団、そういったことに対してのこれまでの働きかけは致しておりません。ただ、これからモデル地区を設定して、そして立ち上げていくという経過の中では、そういった団体等の協力をいただくことが当然出てくるのではないかと考えます。

1 5 番 山 口 自主防災組織には、挙げてあるんですけども、現在、働きかけとかそういったことは実際にしていなくて、今後そういう動きの中で取り組んでいくということですが、当然、先程の町長の答弁でございましたが、いわゆる自主防災組織についてはですね、モデル地区等、ゼロからは難しいということで、モデル地区等をお願いしてですね、町内全域に広げていきたいと、その時にですね、マニュアルとかガイドラインをですね、示す予定があるのかどうかですねお尋ねします。

町 長 お答え致します。地域見守りネットワークについてのマニュアルは作成をしているわけですが、自主防災組織についてはマニュアルは、あるいはガイドラインも作成しておりません。

1 5 番 山 口 自主防災組織についてもですね、これゼロから立ち上げ、モデル地区をお願いしてと、非常に難しい問題だろうと思うんですね。何にもないゼロからするというのは、そういったことからいけばですね、マニュアルなりガイドライン、こういったのを作成してですね、やはりモデル地区等をお願いされるのであればですね、こういうふうな手順ですよとか、そういったことを示す必要があるんじゃないかと思いますがどうでしょうか。

町 長 事務的なことでございますので、総務課長から答弁をさせます。

総 務 課 長 自主防災組織のマニュアル、ガイドラインなんですけど、県とか先進地の他の自治体、そういったものが作ったものは取り寄せをしております。ただそれがですね、非常にやっぱり各自治体で詳しく書きすぎているという部分がありますので、その時には自主防災組織のマニュアルというのはこういったものがありますというはお示しをしながら、各地域に合ったかたちのマニュアル作りができればというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

1 5 番 山 口 先程も質問した中で答えがあったんですが、自主防災、川棚地域見守りネットワークですね、これと自主防災の、いわゆる立ち上げ、これはいわゆるスタートラインを同じにしていくという考えなんですけど、間違いなく、これについては平常時であれば防災の方は動かなくていいだろうと、ところが現実に考えればですね、地域で立ち上げる場合に、おそらく見守りネットワークにしるですね、自主防災にしるですね、ほぼ地区の役員等を考

えた場合には、同じメンバーが入ってくる可能性があるのと、そういったことを考えればですね、ぜひ同時にスタートラインは持っていただきたいと思っております。だから、地域見守りネットワークのマニュアルはあるけども、先程、総務課長の方から答弁がございましたけれども、まだ自主防災については十分なマニュアル、ガイドラインがないんだと、そういったことでございますので、両方一緒に提出していただくわけにはいかないのかお尋ねします。

町長 自主防災組織に致しましても、地域見守りネットワークに致しましても、そういったマニュアルはぜひ必要だと思っております。そういった中で、特に避難計画については、それぞれ地域の特性がありますので、均一的なマニュアルとしてはできないかもしれませんが、その地域の実情に合った、そういったものを同時に作っていかねばと、このように考えておりますので、そのように努力をしていきたいと思っております。

1 5 番 山 口 同じく地域見守りの件でございますが、これの先程設置協議会ですね、こちらの方は直接動かないということで、それはそれで結構なんですけど、ただ昨年ですね、条例制定の説明の中でですね、地域見守りのキーパーソンは民生児童委員を考えていると、そういう説明があったわけですが、これが決して民生児童委員の方が不適合とか、そういうことではないんですけれども、この方のキーパーソンで、果たしてこれが構築できるのかどうか、そこをどう考えておられるのかお尋ねしたい。

町長 今議員がご発言のように、当時担当課長は「民生児童委員をキーパーソンとして考えている」という説明を致しましたが、「私は自治会の会長に中心となっていただく必要があるのではないかと、このように考えておまして、基本的にはそういうかたちで構築していきたいと考えております。

1 5 番 山 口 確かにですね、地域見守りネットワークも非常に災害時の要援護者等、データの的には民生児童委員の管轄だろうと思いますが、やはりこれは自主防災、それから地域見守りの場合も、災害時の要援護の場合になればですね、どうしても民生委員だけで動きがたいと、そういった点で考えればですね、もう少しこの部分のキーパーソン云々じゃなくてですね、こういった言葉が出てくるから非常に紛らわしくなってますね、逆にキーパーソン

は誰々だと言われればですね、責任の所在がはっきりなくなって、じゃそちらでやってくださいとかたちになっていくんじゃないかと、だからそういった点というのはですね、もう少し地域で動けるようなかたちで取り組んでいただきたいと思いますが、そこらへんどうお考えでしょうか。

町長 民生委員をキーパーソンにという発言をした背景にはですね、実は、要援護者を日頃から見守りをしていくという体制づくりには、要援護者の個人情報をそれぞれの地域の方に知らせることが発生を致します。一般の方でありますと、個人情報の保護についての、いわゆる法的規制がありませんので、そういった意味ではキーパーソンは民生委員とした場合には、民生委員には個人情報の保護義務、そういったものが課せられておりますので、この件についてはそういった判断の中で表現を致しております。しかし、基本的には先程申し上げましたように、地区の総代さんを中心として民生児童委員さん方の協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

1 5 番 山 口 時間ございませんので、以上で終わります。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、福田徹議員。

3 番 福 田 本日は定住化対策について質問を致します。

近年、日本の抱える問題の一つに人口減少が上げられ、日本の将来が懸念されております。そして、その問題は本町においても同様であります。本町の人口の推移は、わずかながら減少傾向にあり、平成24年12月現在、1万4,752人であり、平成12年のピーク時から約500人が減少しております。その原因には、国においては出生率の低下、未婚、晩婚化が上げられております。本町においても、あてはまるのではないかとも思われますが、本町を含め地方における根本的な原因は都市部への人口流出にあるのではな

いでしょうか。これまで多くの議員から、その対策について一般質問がなされ、私も平成18年、平成20年、平成21年に本町の人口を増やし、町を活性化させるための定住化策や、企業誘致などの質問をおこなっております。答弁としては、その対策として、「住まい理想のまち」という標語を掲げ、住環境の整備に努め、福祉の充実、企業誘致など、本町でも対策をとっておるということでありました。今朝も施政方針の中や、先程の堀田議員の質問に答えておられる中で、本年度の、これから明日、企業誘致に向けた町長の意気込み等が表明されております。「自然を愛しくらし輝くまち」という標語のもとに、引き続き努力されておられるのが分かりました。しかし、思うように人口は増えてきておりません。むしろ減少しており、本町の人口が1万5千人を切った今、事態は深刻と捉え、再度質問を致します。

明日、議案として企業誘致にかかる事務を産業振興課から企画財政課に移す課室設置条例の改正が予定されております。より効率的な企業誘致を推進しようかというものではないでしょうか。企業誘致と、それによる雇用創出などの波及効果は大きく、実現すればそれに越したことはありません。しかし、企業誘致が思うように進まない状況の中で、一つの選択肢として今後のまちづくりの方針として、くらし輝くベッドタウンを目指したまちづくりに取り組まれてはどうでしょうか。そこで、次の三点について町長の考えを尋ねます。

一つ、近年、町内のスポーツ施設は整備が進み、去年は新たな施設として大崎多目的広場が完成し、新町テニスコートの大規模な改修がなされるなど、町民の利便性はますます向上しております。さらに、下百津埋立地には県に要望している運動広場という新たな構想もあります。そこで、スポーツ施設の充実と同様に町内文化施設の充実にも力を入れていただきたいと思います。

私は、公会堂及び中央公民館は長寿命化を図るための工事を済ませてはいますが、町の文化を支え、中心的な核となる図書館がもう一つ必要ではないかと考えます。これが住み良いまちづくりの一環ではないかと考えます。私はこれまで、何度も一般質問で取り上げてきていますが、前回の質問時の答弁では、古賀教育長は総合計画に上がっていないので建設する考えはないと答えられております。第5次総合計画はスタートしていますが、中間点の平

成28年には、後期基本計画を見直しもされていくようになっていきます。図書館建設構想を立ち上げ、後期基本計画に盛り込み魅力あるまちづくりに取り組むという姿勢を具体的に示してはどうでしょうか。

二番目に、今、町のホームページには、通学路の安全対策の箇所及び対策の状況が、地図と共に写真も一緒に掲載されております。ああいうのを見ますと、町の事業と、その取り組み状況がよく分かります。特に保護者の方には、対策がなされているのを見られ安心されるのではないのでしょうか。そこで、安全なまちづくり、暮らしやすいまちづくりのため、町道の見直しを行い、生活しやすい町を目指した町内道路網を整備すべきではないのでしょうか。その計画を早期に具体化し、町の将来像を示してはどうでしょうか。

三番目に、川棚町としては定住化に繋がる施策として実施されているものが多々あるとのことですが、対外的な宣伝が不十分ではないかと思えます。そこで町長の定住化への意気込みをキャッチフレーズとともに、町で実施している定住化対策をとりまとめ、町外にアピールしてはどうでしょうか。まずは、町のホームページ上に定住化推進のバナーというんでしょうか、そういったものを配置して、町が力を入れている、そういった姿を示してはどうでしょうか。そして、定住化対策に推進をしている、定住化対策のキャッチフレーズを公募すれば、それも宣伝効果になると思えます。そのキャッチフレーズを公募し、例えば賞金などを付ければ話題にもなり、町の知名度も上がるのではないかと考えます。検討してみたいかと思いますが。以上、三点についてお尋ね致します。

町長 福田議員の定住化対策についてのご質問にお答え致します。

ただいま福田議員からは、定住化対策についての質問がありましたが、その中で企業誘致が思うように進まない状況であり、今後のまちづくりの方針として、暮らし輝くベッドタウンを目指してはどうかとのご提言がありましたが、企業誘致につきましては、先程議員もおっしゃったように、これまで以上に力を注ぐよう専任の係を設置致しまして、積極的に進めていく所存でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。まちづくりの方針あるいは町の将来像であります第5次川棚町総合計画で定められた「自然を愛しくらし輝くまち」というのは、思うようにことが進まないから変更する、そういった性格のものではないと、このように理解を致しております。それでは

一項目目から順にお答えを致します。

「文化施設の充実を図るため、総合計画に図書館建設を盛り込み、魅力あるまちづくりを示してはどうか」とのお尋ねでございますが、図書館建設につきましては、これまで何度となく一般質問があり、一番近い議会での質問は、これは教育長にいただいた質問ですが、平成22年12月の定例会であります。その折の教育長の答弁では、先程議員が質問の中でご発言された意味合いとはちょっと違いますけれども、「教育委員会として第5次川棚町総合計画に図書館建設計画を取り上げる時期ではないという認識を持っております」と、このように教育長は答弁をしております、その判断を尊重したいと考えております。

二つ目の「町内道路網を整備し、生活しやすい町として将来像を示してはどうか」とのお尋ねですが、道路交通網の整備につきましては、総合計画では「快適で安全な暮らしを支えるまちづくり」の中に掲げており、またその施策と致しましては、広域幹線道路と地域幹線道路、生活道路の整備充実を掲げているところであります。現在、高規格道路であります東彼杵道路の建設促進を初め、国道205号線の整備事業、町道東臨港線の改良工事等を進めておりますので、将来像は示しているものと、このように考えております。

三項目目の「定住化へ意気込みをキャッチフレーズとともに町で実施している定住化対策をまとめ、町外にアピールしてはどうか」についてお答えを致します。本町では、これまで総合計画に沿って行政施策を展開しております、平成23年3月に策定された第5次川棚町総合計画では、その将来像は先程も申し上げましたように、「自然を愛しくらし輝くまち」と定められております。これがキャッチフレーズと、このように認識を致しております。町で実施している定住化施策をとりまとめ町外にアピールしてはどうかとの点につきましても、町民の皆様方に行政サービスを提供し、満足をいただくことが定住化につながることはないかという考えを持っておりまして、その施策のどれもが必要な施策と、このように理解を致しております。そのようなことから、町民の方々に行政施策の周知を図ることを目的にホームページでの広報に努めておりますが、そのこと自体も町外へのアピールにもつながっているものと考えております。ただいま議員からは、定住化対策をまとめて、そしてホームページで発信してはどうかというようなご質問もいただ

きましたので、今後、その充実に努めてまいります。以上でございます。

3 番 福 田 図書館建設についてですね、前回、総合計画に載っていないというふうなことでありましたけれども、総合計画について町長はどういうふうに思われているのか、昨年12月、堀田議員さんの一般質問に答えている中でですね、「総合計画の中に詳しく載っていなくても、予算説明の中で具体的な項目を上げ説明している」というふうなことで、載っていなくても進めている事業というのは多々あるんだろうというふうに受けとめております。計画がなくても、載っていなくてもですね、取り組む、研究とか、そういったことはあって然るべきだと思うんですけど、そういうふうに理解していいんでしょうか。

町 長 お答え致します。ただいま堀田議員の質問に対する答弁を例にとってご発言をされましたが、基本的には総合計画に沿って行政運営をするというのが基本でございます。従いまして、全ての事業において総合計画に沿って実施をしていると、このように理解を致しております。従いまして、今朝の施政方針の説明の中にも1から5までの施策の体系に基づいて説明をしたわけでございます。そのような認識を持っております。以上でございます。

3 番 福 田 今日の質問は町長にというふうなことで書いておりますが、その「時期でない」という、「図書館建設を総合計画に掲げる時期ではない」というふうな答弁だったかということで、「時期ではない」とありますが、教育委員会として学校施設やら文化施設、体育施設もそうですけど、そういったものの長期計画、そういったものには図書館はどういうふうな位置づけ、全く載っていないのか、そこらへんは答えていただけますか。

教 育 長 教育委員会でやる事業につきましては、事務事業評価とかで上げていくんですが、その中に図書館はございません。

3 番 福 田 町長にお尋ねします。以前、庁舎建設とかっていう時にも図書館とか検討されたわけですよ。また、長崎県立図書館の誘致とかいうことで、図書館についての町民からの要望も多いかと思いますが、そこらへんはどのように受けとめておられますか。

町 長 お答え致します。図書館建設については、その要望を直接具体的にたくさんの方からいただいたという例はございません。ただ、教育長も

同じ考えでございますが、教育施設として、あるいは議員がおっしゃるような視点から図書館はできれば必要だろうと、こう考えております。ただ財政的な事情がありまして、まだ具体的に計画を示す段階に来ていないのではないかと、私はそのように理解を致しております。以上でございます。

3 番 福 田 二番目に移りたいと思います。まちづくりの中で基幹道路、町道としての基幹、または生活道路の充実に努めるというようなことがございましたけれども、将来のまちづくりを考えた時に、私は道路網がいろんな町内のゾーン、ゾーンによってあるんだろうと思いますが、道路網も十分な議論の上にまちづくりの基礎として検討されていくべきだろうと思うんですよね。そこで生活しやすい町なんだというまちづくりの中で、コミュニティバスとか、そういったものが将来また上がってくるんだろうと思うんです。そういう時に、町の生活道路、例えて言えば、大きな都会では循環道路とかというのがありますけど、そういうふうに準ずるような、町内が多目的にリンクするような道路づくりに、将来ですよ、40年とか50年とかっていうスパンで考えた時に、そういったものを検討するっていうんですかね、そういったのは10年ごとの総合計画の時にも出てこないのかな、出てくるのかなと思うんですけど、そういうふうな長いスパンの協議と言いますか、将来構想、そういったのはされることはないんでしょうか。

町 長 お答え致します。議員の質問の主旨がよくつかめずにですね、私も的確な回答ができずにおるんですけど、現在の道路網の中で、不便を感じる部分については、その都度拡幅改良したり、あるいは新設道路を計画したりしているわけですね。それ以外に何か将来にわたっての計画を作ったかどうかというような主旨のご発言ですか。現在では考えておりません。

3 番 福 田 現在の町道等の整備については、その着々と安全対策をとられたり、整備されているのは分かっているんです。ただ将来的にまちづくりを考えた時に、町道がどういうふうにつながっていくのか、その渋滞とかですね、対策も考えて、町の道路網がどうあるべきかというのを考えることはないかというふうな質問なんですけど、再度お願いします。

町 長 お答えします。将来的なまちづくりの計画の中に、計画を考えるとときに道路だけではなくして、宅地開発であるとか、あるいは、いわゆる都市計画そのものを考えていかないと、その中に道路網をどう位置づけるか

ということで考えていかなければ、その道路網だけの整備ということについてはちょっと無理があるんじゃないかと思います。

3 番 福 田 今度の予算でも上がってくるかと思いますが、基幹農道川棚西部線が計画されております。その道路には、取付道路と言いますか、工事のためのものもありますでしょうけど、その後の利用を考えた時に、農道に隣接した工業団地を考えられたり、考えられるというふうな話が以前あっておりました。当然、住宅も張り付いてくるんじゃないかと私は思うんです。そういった農道から町中心部といいますか、生活道路として考えた時に、そういう取付道路もまちづくりの中の一環として工事の利便性ではなくてですね、まちづくりの一環として、総合的に取付道路も計画されていくべきだと思うんですけど、そういう視点に立っていただけますか。

町 長 お答え致します。基幹農道川棚西部地区につきましては、ご承知のように今年から用地買収事務にとりかかることになっております。したがって、もし完成した暁には、今議員がおっしゃるような工場用地に適する所も、もしかしたらできるかもしれませんし、あるいは住宅地区として適当な場所になるかもしれません。しかし今は、用地交渉を進める段階に来ておりますので、そういった議論をするべき時期ではないのではないか、まずこう考えます。それから具体的に農道ができた場合に、取付道路を新たに計画すべきではないかというようなご質問がありましたが、これについては現在の町道に取り付く箇所が数カ所ありますので、これを基本的に整備をする必要があるんじゃないかということで、今検討をしているところでございます。以上でございます。

3 番 福 田 今のお答えにちょっと確認ですけど、現在ある町道に接続する部分の道路を整備していくというふうなことでよろしいんですか。分かりました。

町道と国道と接する部分を考えてみますと、川棚西部地区の方は信号もなくでですね、なかなか国道に出にくいところ、右折しにくいところがあるのではないかと思いますけど、直接、町道の整備ではありませんが、そういったものは認識されておられますか。

町 長 お答え致します。町道と国道の接する部分ということでの限定でのご発言でしたが、国道205号線につきましては、あと一箇所は残って

おりますけど、それ以外の交差点については、右折レーン等とも整備をされ改良済みでございます。ただ一箇所については、今用地交渉が困難をしておりますまして、進んでいないのが状況でございます。

今議員からは、町道からの視点についてのご発言だったと思いますけども、町道からの国道に出る場合の、いわゆる取付というのは、危険箇所はいくらか存在するのではないかと思います。例えば、今急に思いついたんですけど、白石地区の豊姫神社から上がってきて、そして鳥居の横を通過して国道に接する道路、これについては大変鋭角でありますし、また国道の見通しも悪いところありますので、そういう認識は持っております。また白石地区の下内から国道に出る道路、こういったところもそういうふうな感じは致しております。そういうことで、いくらかそういう箇所はあるようでございます。

3 番 福 田 三番目にいきます。先程私はキャッチフレーズをとったんですけど、町長ちょっと私の説明が悪かったのか、町のキャッチフレーズでまちづくりは進んでいるんだというふうな答弁だったと思いますが、私が言いたいのは、まちづくりじゃなくて、定住化をどうアピールするかという点で、定住化に力を入れていきますよというキャッチフレーズですね。例えて言いますと、福岡県古賀市、ここは「新米さんいらっしゃい事業」とかいう名前が付いているそうです。探せばいろんな町がいろんなネーミングで取り組んでいるのではないかと思います。定住化にもつながるんだろうと思いますけど、もう10年程前に行ったときに、熊本の大津市、今は大津町ですね、あそこは「子育て日本一の町」、そういうふうなキャッチフレーズでまちづくりをされておりました。それもまた定住化につながると言えばつながるんですけど、私が言いたいのは、定住化に川棚町が力を入れているんだということをおアピールするキャッチフレーズです。そういったものは検討できないかと。

町 長 お答えします。福田議員はキャッチフレーズにひどくこだわっていらっしゃるようですが、キャッチフレーズもPRのためには非常に大事な部分だと私も理解致します。ただそれに伴う施策の展開をどのようにしていくか、これが大きな課題でありまして、そういったところの政策の整備が必要ではないかと思いますので、まずはそういった方向に力を入れていきたいと考えております。

3 番 福 田 ちょっと町長の答弁がトーンダウンしたのかなと、一瞬びっくり

りしたんですけれども、いろんな施策は町の「自然を愛しくらし輝くまちづくり」のもとに行っている施策、そういったものが定住化につながると、住民の満足はもちろんですね、それが定住化につながるんだらうということですが、定住化を推進するという以上は、どこかやっぱり町をアピールするものが欲しいんですよ。やっぱり必要だと私は思うんです。何がよそと違うのか、どこに力を入れているのか、そういったものがキャッチフレーズとして出てくるもので、当然後から出てくるものだと思います。施策の後にですね、では言い方を変えますと、川棚町がよそと違って何か定住化に対して魅力はよそよりもあるんですよと、こういう施策をしているものがありますか。

町 長 よそよりもありますかという質問ですが、私はあると思います。それはどういうことかと申しますと、これまで川棚町では町の将来像を「住まい理想の町」として掲げて、20年間、30年間ですか、行政が進められて来ております。その中で、いろんな施策が展開されておまして、このような「住まい理想の町」に近づいてきているわけでございます。そういったことをご理解をいただきたいと思います。また、昨年度から実施しております子育て支援の一環として保育料の第二子無料化、これも定住化につながる施策ではないかと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3 番 福 田 だから近隣自治体とかよりも、そこが本町は力を入れているんですよというのがあるのか、そういうふうに捉えていいんですか。今言われたことが。

町 長 福田議員の質問の意味がよく分かりませんが、先程私が答弁したのは、定住化対策として町は誇れるものもありますという一例の中に、子育て支援は挙げました。そういうことであると思います。

3 番 福 田 本町が20年「住まい理想のまち」というキャッチフレーズのもとにまちづくりを進めたことが、先程町長が言われた多くの施策が本町の魅力であると、よそより優れていると、しかし具体的に何がというのがないとアピール力が弱いわけですよ。例えて言えば、よそに比べて50項目ぐらい挙げるのであれば50項目ぐらいありますよというのの一つでしょうけど、やっぱり一つ二つ何か特別他町よりも魅力があるんですよというアピー

ルをしないと、私はどこかに力を入れていいんじゃないかなと思います。各課ですね。各課の中で、どこの課か分かりませんが、やりたいというアピールするものを作っていくべきだと思います。定住化を推進したいというのであればですよ。よそと同じようなこと、同じようなことと言っては悪いですが、先程2つ程挙げられましたけれど、確かにそれがよそよりも魅力的であるというのであれば、それをアピールすべきであるし、何か目玉を作っていくべきだと思うんですけど、どんなでしょうか。

町長 定住化促進のために何か目玉を作っていくべきだというような主旨のご質問でございますが、それはもう当然であろうと思います。そういった中で先程も言いましたように、20年間にわたって「住まい理想のまち」を求めて川棚町は行政運営がなされてきました。そういった中で現在の川棚町があるわけです。そして今後は、これからさっきちょっと視点を変えまして、町民の皆様方の暮らしが輝く町にしようと、そういった中で毎年度予算に計上して、そして議員のご理解をいただいて事業を進めているわけでございます。そういったことで進めておりますので、特にこれが目玉ですよと、わざわざ言う必要もないかと思いますが、ただ、議員が一番最初にご質問がありましたようにホームページで、その部分を特化してPRのための、いわゆるページを作ったらどうか、これについては一番最初に申しあげましたように、そういったその充実努めていきたいということを申しあげておりますので、そのような考え方で進めていきたいと考えております。以上でございます。

3 番 福 田 Uターン、Jターン、そういったものも定住化につながるんだろうと思うので、23年6月に田口議員さんがUターン、Jターンで本町に住んでいただくことで町の活性化につながるのではないかというふうな質問がっております。その時に、「一つの効果的な施策だと思っており、今後調査研究したい」というふうに答えておられますので、その後どうなっているのかお聞きしたいと思います。

町長 Uターン、Jターンのことにつきましては、確かに町の活性化あるいは人口を増やす方策としては、これは効果的だろうというふうに思っております。そこでこのUターン、Jターンを進めるためには、そこに何かの魅力を持たなければそういう事業は取り組めないというふうに考えており

まして、まずは農業サイドから農地の貸し借りができる制度を作ってみようということで、今取り組んでおりまして、これは前の議会でも申し上げましたように、農地の貸し借り制度について農家の意向調査などをしておりまして、そういったことがまとまりましてから具体的に進めていきたいと、このように考えております。以上でございます。

3 番 福 田 農地についてそういうふうなことを研究中だということでありますので、もう一歩進めれば空き家にもつながってくるんじゃないかと思えます。そういった事例が結構よそでもあっておりますので、そういったものにも将来的にはいくのかなと思うんですが、そう思ってよろしいんでしょうか。

町 長 空き家対策につきましては、この後久保田議員から質問を受けることにしておりますが、空き家を活用するということになると、それは今議員がおっしゃるような定住化人口の促進にもつながる事例ではないかと、このように考えます。

3 番 福 田 終わります。

議 長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、久保田和恵議員。

1 4 番久保田 私はまず一般質問に入る前に、まもなく東日本大震災より2年になろうとしています。2月末でお亡くなりになられた方が1万5,880人、いまだ行方不明の方が2,694人、その中に2問目に質問致しますが、藤沼ダムの決壊によって亡くなられた方8人も含まれています。ご冥福をお祈りいたしまして一般質問に入らせてもらいます。通告文に従って質問をおこないます。

第一に老朽危険空き家対策について尋ねます。町内には放置され廃屋となった危険な空き家があります。近隣に住む住民の方々は、防災、防犯、衛生の悪化などから不安な毎日を送っており、崩壊、倒壊、屋根、外壁の落下な

どの恐れのある空き家対策が求められています。住民の安全、安心な暮らしと町の景観を守るために条例の制定や、解体促進のための補助を行う考えはないか尋ねます。

第二に石木ダム建設について尋ねます。石木ダム建設並びにそれに伴う県道、町道、農道用道路付替工事の事業認定にかかる公聴会の開催の日程が決まりました。公聴会の開催の目的は、主催者が事業の認定に関する処分を行うにあたって勘案すべき情報の聴取、収集にあり、事業の認定の審査にあたって無関係な意見及び質問はできないとなっています。公聴会の先にあるものは、社会資本整備審査会、収用委員会であり、強制収用の有無がここで決まり、反対する選択の余地はなく、代執行、強制収用と進むと考えられています。石木ダム建設予定地の地権者の方々は1972年の当時の町長の「地元の同意が得られなければ独断専行はしない、強制執行などの行為に出た場合は総力を挙げて阻止行動をとる。」などの意見書を信じ調査に同意をされました。しかし、その10年後、機動隊を動員しての強制測量が行われました。石木ダム建設予定地に住んでおられる方達は、一貫して「自然豊かな、そして先祖が築き上げた川原の地を子や孫に残すために不必要なダムはいらない。自然に恵まれた土地に住み続けたい」と、ただそれだけを願って生活をされておられます。当初のダム計画を大きく歪曲化してでも造らなければならないのか。次の五点について町長の考えを尋ねます。

一つ目、水の輪の第81号にダムの必要性について「ダムによる経済効果、川棚川の治水で安全なまちづくり」と掲載されていました。どのような経済効果をもたらすのか尋ねます。

二つ目、本当にダム建設で洪水被害は防げるのか、その根拠について尋ねます。

三つ目、平成20年7月に行われた石木ダム事業説明会では、工事種別毎に工程表が示され、平成28年度末事業完了を目標として、そのためには平成25年度着工と、県と佐世保市は言い続けています。しかし、付替道路の工事も中断したままで、本体着工の目途は立っていません。町は用地取得にどう関わるのか尋ねます。

四つ目、憲法13条には、「全ての国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、

立法、その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」とあります。また22条では、「何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転の自由を有する」とあり、また29条でも「財産権はこれを侵してはならない」とあります。地権者の皆さんの憲法で保障された権利について町長の考えを尋ねます。

五つ目、石木ダム建設予定地の上流に住まれている方達への対策はどう考えておられるのか尋ねます。

第三に、城山公園の整備について尋ねます。城山公園では多くの町民の方々がレジャーにスポーツに楽しんでおられます。利用している方々から広場の周りの側溝に蓋を設置してほしいと要望がありました。工廠の見える丘公園、戦争遺構が残っている昔から町民に親しまれてきた城山公園が、町民にとって安心して利用できるように溝蓋を設置する考えはないか尋ねます。以上、三点についてお尋ねします。

町長 久保田議員の質問に順次お答え致します。

まず、老朽危険空き家対策についてでございます。ご質問の老朽空き家、廃屋につきましては、少子高齢化や人口の減少に伴いまして、全国各地で問題になっておりまして、各地方自治体もその対応に大変苦慮されているようでございます。そして、この空き家等につきましては、本町も同様でございます。増え続けてきておりますので、どのような対応や対策が必要なのか調査研究を始めたところでございます。今後、住民の安全安心な暮らしと町の景観を守るために、どのような制度の構築ができるか議員からもご提言をいただければ大変ありがたいと思っております。

続きまして、石木ダムの建設についてのご質問にお答え致します。石木ダムの建設についてでございますが、久保田議員はただ今の質問の中で、公聴会の開催が決まったことに触れられ、今後、強制収用へと進むとの考え方を述べられましたが、私はそのようには考えておりません。ご承知のように3月22日の金曜日、13時から、3月23日の土曜日、10時30分から、それぞれ川棚町公会堂で公聴会が開催されることとなっております。この公聴会は事業認定庁であります九州地方整備局が地域住民の皆様方から広く意見を聴取するために開催されるものであり、当日は石木ダム建設に賛成の立場、反対の立場からそれぞれいろんな意見が発表されるものと、このように思っております。その後、国の第三者機関であります社会資本整備審議会で

審議され、認定の是非が判断されるものと思います。その中で、この事業について公益性等があると判断されれば事業認定の告示と合わせて認定理由が公表されますし、公益性等がないと判断されれば、事業認定は行われたいものと思われたい。そして、事業認定を受けると起業者としては、将来収用委員会に裁決申請ができる条件は整いますが、あくまでも収用するためには、別途収用委員会の手続きが必要となるものであり、事業認定自体が直接収用につながるものではないと、このように認識を致しております。今、議員から強制収用に進むという前提の中で五点ほど質問をいただきましたが、今は公聴会を含め事業認定手続きの推移を見守る、そういった時期ではないかと、このように考えておりますので、その旨答弁と致します。

次に、城山公園整備についてお答え致します。「城山公園を安全に利用するために側溝蓋設置の考えはないか」とのご質問であります。城山公園は幼児の遊び場、小学生の遠足や慰霊碑等の行事関係で使用されておりますので、ご質問の広場の側溝蓋の設置については必要と考えております。現在、都市公園については城山公園を含む21の公園において遊具の老朽化や不具合による取替補修工事を優先して年次計画で進めておりまして、それが平成25年度、いわゆる新年度でほぼ完了の予定であります。したがって、ご質問の件は平成26年度の事業として考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いたい。以上、答弁と致します。

1 4 番久保田 一問目の老朽危険空き家対策について、自席からの質問をおこないたい。

私が考えている一番危ないと思われる建物はですね、皆さんもご存知だと思いたい。けれども、白石のSカーブのところに2階建ての一軒家があります。屋根の上にはユニエーターっていうんですかね、それが乗っておりますが、専門家の方に聞きますとユニエーターが空になった場合は、台風などでも飛ぶということでした。そして、あの建物も大分朽ちておりまして、夏になったら蔦などで覆い被さって、雑草で覆い被さって見えなかったんですけども、今枯れておりまして全景が見えて本当に危ない。瓦でも落ちてきたり、あそこでぐさっと崩れてきたりしたら本当に大変だと思いたい。それから後一軒は岡村衣料の裏にあるんですけども、もう外壁も屋根もほとんどないというふうな状態で、あれが突風で飛ばされてくれば、やはり近所の人達

は危なくて安心できないということもおっしゃってます。もしいたずらにでも放火をされたりした場合には大変なことになると思います。それで、町長も考えていると、施策を練っているところだとおっしゃっていますので、よその自治体ののを調べてみましたら、やはり全国の中でですね、まだそんなに多くはありませんが、2012年の1月の調査で54の自治体がこういうふうな条例を作っているところがあります。私も朝倉市の条例を引き出してみたんですけども、こういうのはあるべきではないかというのが一つあります。それからもし、これを解体する場合にも解体費用がかかります。だいたい平均で70万円かかるとおっしゃっています。そして今度は解体した場合には、固定資産税が6倍程度になるという問題があります。そういうので、解体を阻む理由ということになると思いますけれども、今行政側でも調査されているとおっしゃっていますけれども、川棚町の中で大体問題となる空き家というのが、どのぐらいあるかは掴まれているのでしょうか。まだそこまではしていないのでしょうか。

町長 空き家の状況についてお尋ねでございますので、お答えを致します。この廃屋の問題につきましては、実は川棚町総代会の中でも話題になっておりまして、すでに実態調査をなさっていらっしゃいます。その資料によりますと、廃屋が28戸、そして空き家が47戸、合わせて75というふうに総代会では把握をなさっていらっしゃいます。そういったことで、これについての対応策を早急に町として考えてもらいたいという要望もいただいておりますので、先程あのような答弁をしたところでございます。まずはそういう状況であることをご答弁申し上げます。

14番久保田 この廃屋が28戸、空き家が47戸、この持ち主の方達とは連絡がとれる状況なんのでしょうか。それとも全くの放置された状態のままなんのでしょうか。

町長 お答えします。まだ今質問があったような内容については把握を致しておりません。調査研究を始めようということで取り組んでおりますけれども、今議員がおっしゃったように、特に危険な箇所については、個々に総代さんの方から町に情報を受けることにしておりまして、そして今おっしゃったような所有者であるとか、あるいは地上権の設定があるものかどうか、そういったことまで含めて今後の対応をしていきたいと、このように考

えております。

1 4 番久保田 先程の福田議員の空き家対策の空き家を活用してということで、これ関連をしておるんですけども、空き家対策の補助と、それからこの空き家を解体する補助というのは国の制度の中にもありますので、ぜひ利用していただきたいと思うのはですね、私の持っている資料の中においてはですね、09年に国は過疎地域と旧産炭地域に限っていた空き家撤去費の補助対策ですね、これを人口減少が認められる市町まで拡大しております。それで空き家の実態調査とそれから国の支援制度の適用ですね、このことを利用していただきたいというのと、付け加えますが、私の質問ではありませんが、定住促進空き家活用事業というのも国にありまして、過疎地域市町村などを対象に空き家の改修に必要な経費に対する補助、こういうのもありますので、ぜひ実態を掴んでそういう制度を大いに利用していただきたいと思います。そういう制度があるということで、ぜひですね利用していただきたいと思います。

次にですね、二つ目の石木ダム建設についてのことですが、町長は事業認定がですね、必ずしも収用につながらないというふうにおっしゃいましたが、事業認定が行われてダム建設につながらなかったという事例があるんでしょうか、そこをお尋ねします。

町長 自分では調査をしておりますが、公聴会まで進んだらほとんどの事業が前に進んでいるという説明は受けております。以上でございます。

1 4 番久保田 公聴会まで進んだら、ほとんどの事業が前に進んでいる、そういうふうになるので、私は先程5つの点について質問をしております。それでその、水の輪ですね、これは石木ダム事務所が全戸配布をするわけですから、これを町民の皆さん達は見られるわけですね。私達はこれは本当にまやかしというか、推進の方に仕向けようというふうにしかならないんですけども、この中にもですね、水の輪の74号ですね、その事業認定の話合いが進めば、移転先の土地などの斡旋にも誠心誠意努めますよとか、移転補償などの提示が示せて、併せてご本人の希望に添うように進められますとかですね、もう本当に反対地権者の方達の心を逆なでするような、そして間違ってもですね8割の方達は移転に承諾して残られた13戸の人達が反対されているというふうに、常に町の行政も議会もそういうふうにするんですけど

も、川棚町の中にはですね13戸以外にもダムは必要ないという人達もたくさんいらっしゃいます。私達が署名をとったときに4千筆以上の方達からも署名をいただきましたし、今長崎市でも署名をとっております。一時間半ぐらいで200筆の方達の反対の署名が集まった。これを県知事に提出する予定をしております。それで先程私が出しました5つのことをですね、先程のほとんどの事業が前に進むということを前提にして、さっきの5つのことに答えていただきたいんです。本当に石木ダムが建設できれば、洪水は防げるんでしょうか。そうお考えでしょうか。それと経済効果、これに水の輪81号に掲げてあります賛成、推進派の方達の意見の中にダムによる経済効果とか、川棚川の治水で安全なまちづくりが実現できるというふうに書かれていて、これを全戸に配られているわけですから、これが配布を行政が許しているんだから、これについて、このことについて私の質問に答えていただきたいと思います。まず一問と二問についてお答えください。

町長 お答えします。ただいまは、議員からは水の輪74号の内容についてお尋ねでございますが、これは私は発行責任者ではありませんので、私に質問をされても答えようがございません。そしてまた、先程から言いますように、今は公聴会を含めて今後の推移を見守る時期だと考えておりました、それ以上のことについては今日は答弁をする考えは持っておりません。久保田議員は、先程おっしゃいましたように、強制収用を前提としての質問だというふうにおっしゃいました。私はそうは考えておりませんで、先程言いましたように、この事業認定とそれから収用とは、また別の手続きであるというふうに考えておりますので、公聴会すなわち強制収用とは考えておりませんので、そういった前提としての質問にはお答えする考えは持っておりません。

今回、5つの質問をいただきましたけれども、例えば一番の本町への経済効果というものについては、町では算出をしておりませんし、答えようもございません。また、ダム建設で洪水被害が防げるという根拠はという質問でございますが、これは起業者ではありませんので、私の方から答えることはできないと、このように私は思っております。

14番久保田 大変なことじゃないでしょうか。この水の輪の発行責任者じゃないので中身は知らないというのは、これは大変なことだと思いますよ。じ

やあこれを発行するとき、なぜ発行を許したんですか。この自分が責任者じゃないならば、これを発行するのを止めるべきじゃないでしょうか。これは総代さんを通じてですね、読みたくても読みたくなくてもみんなに配られるわけですよ。それで本当に、私は大事にとっていますよ。私は経済効果も、自分の町にはあれだから算出していないとか、起業者じゃないのでそのことも掴めていないとかってというのは無責任じゃないでしょうか。川原の人達がどういう気持ちでこの40年間を過ごされていると思いますか。そしてらですね、答えられる経済とか洪水のこととかは答えないにしても、例えば三番目の石木ダムの工事はですよ28年度の末には完成をさせなくちゃいけないというふうに工程表ではなっているんですよ。25年度に着工しないと、これはもうできあがらないわけですよ。そしてらその土地、付替道路の工事さえ進んでいないわけですよ。工事さえ進んでいない土地の付替道路の予定地の中にはですね、県道の3,170mのうちの22%の710m、それから町道の木場線の1,700mのうちの58%、930mは、反対地権者の方達の未買収のものです。これも県とか佐世保市が、どうぞ勝手にこの方達との話し合いをやってくださいということで、川棚町は一切関わらないんですか。

町長 お答えします。まず先程の水の輪の記事の内容ですが、74号については、今手元にありませんのでどういった記事か分かりませんが、その記事の内容を知らないという発言は致しておりません。ただ発行責任者ではないので、それについては私の立場で答えることはできないと、こう発言致しております。久保田議員、思い込みでのちょっと質問というのは止めていただきたいと思います。

次に、①のですね、本町の経済効果はという質問の中でですね、町では算出していないという答弁を致しましたが、そもそもダムの建設というのはですよ、地元で経済効果があるから建設をしましょうと、そういったもんじゃないと私は思いますよ。なんでそういった質問が今なされるんですかと私は思います。

それから、用地取得に川棚町がどう関わっていくかという質問をいただきましたが、これについては起業者から説明を受けておりませんし、相談も受けておりませんので、これも答えることはできません。以上でございます。

1 4 番久保田 発行責任者ではないので、中身は詳しく分からないと、私が思い込みで言っているようにおっしゃいますけれども、この発行責任者じゃなくてもですよ、これを配布を許されているんですよ。配布を許されているならば、この中身としても、この推進派の方達のダムによる経済効果とか、この5名の方々が言われていますということがここに載っているわけですから、発行責任者ではなくても配布がなされたならば、やっぱりこれは配布した責任というのはあるんじゃないでしょうか。これがこのまま町民の方達に配られているわけですから、その中にダムによる経済効果があると書かれているので、私はダムによる経済効果はどこにあるのかなというふうにお尋ねしているわけです。そしてですね、この先程も言いましたけれども、3つめの未買収の土地をですね、お話し合いをなさるんでしょうから、それに起業者が関わればそれで良いことなんですか。町は何も手立てはしないんですか。

町長 まず水の輪の件ですが、配布した責任はあるんじゃないかという、こういった質問がありましたけれども、これはいわゆる県の方から相談を受けておまして、このダムの事業につきましては、町も推進の立場をもっておしますので、これまでも配布をしてきたところでございます。ただ、その内容については、それはあくまでも記事の内容については、あくまでも発行責任者のいわゆる責任であるというふうなことを申し上げておるわけでございます。

それから、③の用地取得にどう関わっていくかということについては、まだ今事業認定の手続きが進行中でありまして、久保田議員は100%強制収用につながるというような認識のもとで質問なさっておりますので、私はそういう立場じゃございませんから、したがって、先程のような答弁をしたわけでございます。

1 4 番久保田 では、強制収用にもしなるようなことが起きた場合は、町長はどのような態度をとられますか。私達も強制収用なんか絶対あってはならないことだと思いますし、私はダム建設は、造るべきではないと思っております。けれども、本当にそうなった場合ですね、この継続を認めているわけですから国は、そういうふうになった場合はどういう立場をとられますか。私が先程読み上げました前町長の覚書というの、ずっと生きるんですか。継

承されていくんでしょうか。

町長 お答え致します。もしもの場合での対応については、お答えできません。前町長の覚書については、それは以前交わされた公文書であれば尊重されるべきと、このように考えます。

1 4 番久保田 この石木ダムの建設がですね、私も先程読み上げましたように、歪曲化してでも造らなければならない、何が何でも造らなければならないように起業者はやってきているわけですね。そこに対して、私達の町の町長がですね、町民の方達の代弁者になってくれないというのは、私は大変悲しいと思います。というのはですね、その長崎新聞の中にも示されておりましたように、人口はずっと減り続けているわけですから、本当にダムがいるのかいないのか立ち戻って白紙から考える。そこまで勇気を持ってお願いしたいんです。それと、この平成7年の9月議会でしたかね、出捐金を出す、出さない、いくらいるか、いくら出すか、出さないかという議事録があるんですけれども、やはりあの、この基金を出すにあたってですね、もっと自分達の意見が出せるように基金を出そうじゃないかということで、当時はもっと何億という試算がなされているみたいなんですけれども、当時、この時には1回3千万円が出されて、その後にもまた3千万円が出されて出捐金が今6千万円になっていると思うんですけれども、やはりですね、最初の石木ダムの計画の、最初の発端はなんだったんでしょうか。今多くのことがですね、人口が減るにも関わらず、大きな水需要の予測が立てられたりですねしておりますし、その第三者委員会の中には、もう8人の委員のメンバーの中には推進の方が3、4人入っていらっしゃる。そういう中で進められようとしておりますので、とにかく振り回されない、本当の事実に向けてもらいたいと思います。この理事長をなさっている人、古賀さんというんですかね、商工会議所のこの方達も推進メンバーですから、そういう人達の意見ではなくて、水のことを知ってらっしゃる人達の意見の中で出たことを真摯に受けとめてやってもらいたいと思います。

まずですね、私が言いたいのは、どんなことがあっても憲法で守られている人権があるということですよ。13条にしても、22にしても、29条にしても、住む権利もあるし、財産を奪ってはいけない、それを侵してはいけないということなんです。そういうことを絶対に守らなくてはいけないとい

うふうに思いますけれども、その憲法上の13戸の人達に対する考え方はどうでしょうか。

町長 お答えします。まずあの、古賀さんというのは佐世保市の問題ですかね。これについては答弁は差し控えたいと思います。

それから今議員からは、地権者の、反対されている地権者の人権といいたいでしょうか、財産権といいたいでしょうか、これについては例えば財産権につきましても、議員がおっしゃいましたように憲法第29条でそれは侵してはならないと、このように定められておりますので、そういったことは憲法で定められておることについては尊重しなければならないと、このように考えております。

14番久保田 とにかく地権者の方達の憲法で守られた保障をですね、どんなことがあっても守っていただきたいと思います。

そして5つ目に書いております「石木ダムの上流の方に住んでおられる方の生活の対策をどう考えているか」ということなんですけれども、今の状態でコミュニティバスができそうもありません。すると、まずダムができたとするならば、上流と下流に分断されてしまうようになります。今までですね、子ども達は学校に通う時に、川原の方達があそこにお住まいになって、そして子ども達を見守って下さって通って、安全に安心して通ってきたと思うんです。そしたら、あそこにダムがもしできた場合、若い人達は子ども達のことを考えれば、あそこから出て行くだろうと、これは木場の人達が話された実際の話です。そしたら自分達年寄りだけが残って、あそこは限界集落になってしまう心配があると、それはどういうふうと考えられますか。

議長 ここで時間延長を致します。

14番久保田 そこにお住まいのお年寄りの方達を孤立させてもよろしいのでしょうか。

町長 お答え致します。予定地の上流というのは、木場地区を指しておっしゃっているんですね。

実は、木場地区につきましては、これまで振興策としてはテレビ共同受信アンテナ施設とか、あるいは公民館の建て替えなどを実施をしております、そしてまた町とも定期的に振興についての意見交換会を実施を致しております。平成22年にはですね、木場地区振興対策検討委員会というのが、これ

は総代さん以下、役員さんの構成です。できておまして、仮設水道から簡易水道への移行手続きであるとか、あるいは県道嬉野川棚線についての改良計画についても、そういった地元の意見を聞いて県の方では改良計画が今検討されているようでございます。以上でございます。

1 4 番久保田 今上げられたものは、建物とか設備とか、そういうものであって、このことが生活には欠かせないものでもあるかもしれませんが、これが交流につながるかと言えましょうか。買い物に行くとか、病院に行くとか、そういう人との交流、これは生活がこれで少し潤うということは考えられますが、それ以外にやっぱり人の交流というのは、人と人との関わりという対面的なこととかですね、そういうことから孤立するということだって考えられますが、そういう面はどうなんでしょうか。家から出かけていくことができなくなるとか、そういう人達も出てくるんじゃないでしょうか、高齢者ばかりの世帯になれば。公民館があっても、その簡易水道が仮設水道が簡易水道になったり、そういうことにはなったとしても、それだから生活は潤うというふうにはならないと思うんですけれども。

町長 いわゆる木場地区に限らず、町内全域にわたって、周辺地域には今後そういった状況が発生するかもしれません。そういったことがないように、あるいはそれをそういったことがもしあった場合には、それに対する対応をしなければいけないので、例えば、先程言いましたように木場地区においては総代さんを中心とされた委員会が組織をしておりますので、その中に町も入って今後対策を講じていくということをしております。これは町内全体にそういったことは言えるのではないかと思います。そういったことで、以前、バス路線があったところを対象として、コミュニティバスの構築を考えてきましたけれども、現状では地形的な問題、あるいは既存のバス路線の問題等々がございまして実現には至りませんでした。その代替策と致しまして、一つはタクシーを無料で、タクシーの一部助成をしようという制度を新たに創設をする予定でございまして、これはまた当初予算の審議の折に、いろいろご議論をいただきたいと思っております。以上でございます。

1 4 番久保田 まずですね、先程私が挨拶の中で言いましたけれども、その東日本大震災の時にもクローズアップはされなかったけども、藤沼ダムというのが決壊したわけですよ。決壊して8人の方が亡くなられたという事実が

あります。もしあそこに石木ダムができたとして、そしてその下には石木小学校があるわけです。防災の避難場所にも指定されているわけですね。そういうところが、今あの天候に異変があるというか、地球全体がおかしいような状況になっていてですね、本当にダムが人を守るか、そしてその利水、治水を言い続けられておりますが、本当に町長は町民のあそこの地権者の方達の、13戸の方達のためを、立場に立って意見を述べていただきたいと思います。佐世保市は佐世保市が考えれば良いことですよ。基地とか、自衛隊とか、最初の予定とは全然違いますよ。あれは針尾工業団地ができることが目的で、それと人口の増加によって利水を求められてきたんですよ。だけでも針尾団地はハウステンボスに代わり、あそこは自分達で水は巡回して使っております。本当に人口は減っていて、需要を大きく見積もってまで造らなければならないダム、それから治水にしてもあのときの1990何年でしたかね、その時の平成7年の洪水も中組の浸水も、あれは内水によるものですよ。

議 _____ **長** 久保田議員、時間であります。

議 _____ **長** 時間になりましたので、これで一般質問を終了致します。

議 _____ **長** 通告者の質問が終了致しましたので、これで一般質問を終わります。以上を持ちまして、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会致します。ご起立願います。お疲れ様でした。